

パレスチナ援助検討会報告書

# パレスチナ

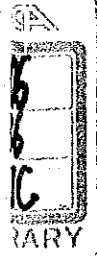
## 援助検討会報告書

1994年3月

国際協力事業団

1994年3月

国際協力



総研
J R
94-24



JICA LIBRARY



1110629[1]

国際協力事業団

25859

## 序 文

我が国の政府開発援助は年々拡大の一途を辿る一方、援助受け入れ国の開発ニーズは多様化・複雑化してきていることから、援助の計画的・効果的かつ効率的な実施がますます重要になってきております。

そのような中で中東では昨年9月、イスラエル政府とPLO（パレスチナ解放機構）との合意によって、パレスチナにおける暫定自治が開始されることとなり、それまでイスラエルの占領下にあった同地域への援助という国際社会に対する新たな緊急課題が提示されています。

このため、当事業団は、同地域に対する我が国の政府開発援助のあり方について検討することを目的として、広く各界の専門家及び有識者の御参加を得て、パレスチナ援助検討会を設置いたしました。

本検討会は、財団法人中東経済研究所の立山良司研究主幹を座長として、8名の委員から構成されました。平成5年11月に第1回検討会を開催し、以来、4回の会合により検討を重ねるとともに、パレスチナの教育及び環境分野の援助ニーズに詳しい専門家を講師として招き自主的な勉強会を行いました。また、検討会には毎回外務省経済協力局及び中近東アフリカ局からも関係者に御参加いただき、情報及び助言を得ました。本報告書は、そうした検討会及び勉強会での討議を踏まえ各委員が分担して執筆に当たられたもので構成されており、検討会の委員各位からの提言という形で取りまとめられております。

当事業団としては、本報告書に盛り込まれた各種の優れて貴重な提言を、今後の対パレスチナ援助の実施に当たって十分活用するとともに、本報告書を関係諸機関に配布し、より広い活用に供したいと考えております。

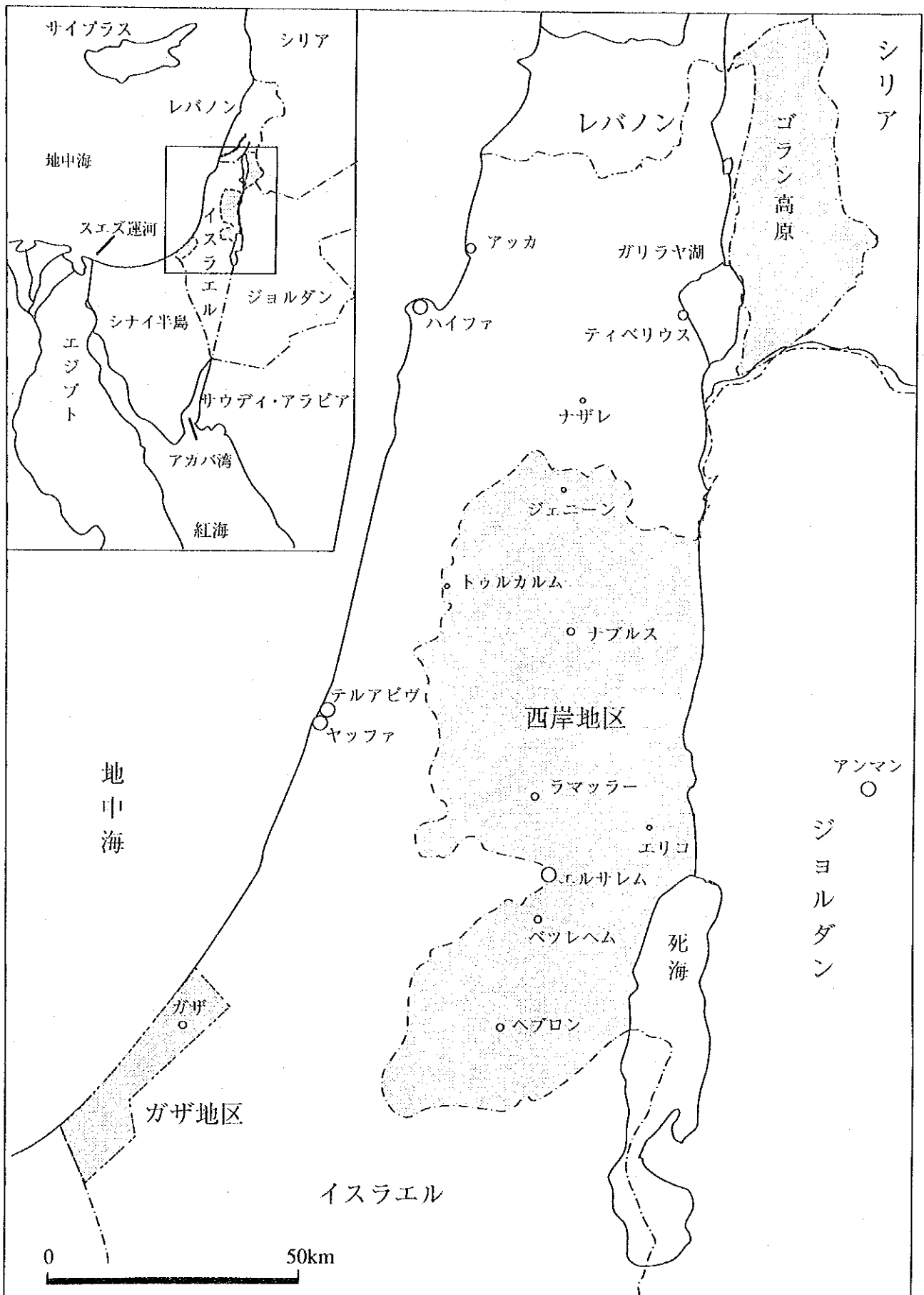
本報告書の取りまとめに当たられた立山座長及び委員各位の御尽力に深く感謝申し上げますとともに、本検討会での討議にご参加いただいた外務省及び関係者の方々にも併せて御礼を申し上げます次第です。

平成6年3月

国際協力事業団  
理事 高橋 雅二



# 西岸・ガザ



(注) 斜線部分はイスラエル占領地域を示す

(出所：中東経済研究所)





## はじめに

イスラエルとPLO（パレスチナ解放機構）が相互承認し、暫定自治合意が成立したことによって、中東和平問題は大きな転換点を迎えた。もちろん、今後の和平交渉がスムーズに進展するという保証はない。当事者はきわめて多岐にわたる問題に取り組まなければならないし、交渉をめぐる環境も不確定要素に満ちている。

だからこそ国際社会による和平プロセスへの支援が期待されている。国際社会による支援はまず、長い間、占領下に置かれてきたパレスチナ人に対する人道的な側面に目を向けなければならない。同時に、パレスチナ支援を核とする中東和平プロセスへの国際支援は、当事者の意思によって動き始めた紛争解決のプロセスを確実にものにするという戦略的な目標を持っている。第1に当事者の努力を支援することによって、和平へのインセンティブをいっそう高めることができる。第2に国際的な支援が将来における地域の経済発展につながることで、政治面での共存関係を下支えすることが期待できる。また、パレスチナ支援は既成の国家に対する援助ではなく、政治的なエンティティを零から作り上げながら、他方で地域紛争の解決をはかるといった取り組みに対する援助であり、ほとんど前例がないという特殊性を持っている。

こうしたいくつかの意味を持つ国際的な援助に我が国が積極的に参加することは、中東の安定をはかるといって我が国の従来からの外交目標の延長線上にあるだけでなく、もっと普遍的な意味を持つのではないだろうか。一つには、我が国が問われている国際社会における役割に関し、何らかの答を出そうとする努力の一環になり得るだろう。また、前例が少ない援助だけに、より創造的な援助を目指す必要がある、それ故に我が国の今後の国際協力のあり方にも何らかの示唆を与えることができるのではないだろうか。

以上が本検討会に参加した各委員の共通した認識であったと思う。本報告書はこうした各委員の見解を取りまとめたものであり、外務省やJICA（国際協力事業団）の立場を示したものではない。我々としては本報告書に書かれた考えや提言が、今後かなり長期にわたるであろう中東和平プロセスを我が国が支援するに際して、それなりの役割を果たすことができれば幸甚である。

本報告書をまとめるためごく短期間に尽力いただいた委員各位、基礎的な情報や助言を提供いただいた外務省の関係部局の方々、さらに事務局として本検討会の運営を支えていただいたJICA国際協力総合研修所の皆さんのご協力に改めて感謝の意を表したい。

平成6年3月

パレスチナ援助検討会

座長 立山 良司

## パレスチナ援助検討会委員名簿

座長

立山 良司 財団法人中東経済研究所研究主幹

委員

池田 明史 アジア経済研究所総合研究部  
中東総合研究プロジェクト・チーム  
研究員

北澤 義之 京都産業大学教養部講師

清水 学 アジア経済研究所総合研究部部長

力石 寿郎 国際協力事業団  
企画部地域第三課課長

中島 勇 財団法人中東調査会研究員

長須 政司 海外経済協力基金  
業務第三部業務第一課課長

松浦 正三 国際協力事業団  
研修事業部研修開発室室長

(五十音順、敬称略)

## 勉強会（平成6年1月実施）講師

(1) 教育分野に関する講義

佐藤 國雄 東京大学事務局長

(2) 環境分野に関する講義

早川 哲夫 環境庁環境保健部保健業務課調整官

(講義実施順、敬称略)

## パレスチナ援助検討会事務局名簿

青木 滋磨 国際協力事業団国際協力総合研修所  
国際協力専門員

桑島 京子 国際協力事業団国際協力総合研修所  
調査研究課課長代理

金子 直行 国際協力事業団国際協力総合研修所調査研究課  
(財団法人日本国際協力センター派遣研究員)

玉島 恵美 国際協力事業団国際協力総合研修所調査研究課  
(財団法人日本国際協力センター派遣研究員)

# 目 次

## 1. パレスチナに対する基本的認識

### 1-1. 暫定自治合意の意味及びパレスチナの現状と将来についての認識・・・1

池田 明史

#### 1-1-1. 中東和平問題における暫定自治合意の位置付けと評価

#### 1-1-2. 西岸・ガザの現状と問題点

#### 1-1-3. パレスチナにとっての対イスラエル交渉上の問題点

#### 1-1-4. 暫定自治施行上の問題点

### 1-2. 対パレスチナ支援の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・6

清水 学

#### 1-2-1. 国際社会における中東和平及び対パレスチナ国際支援の意義

#### 1-2-2. 円滑な暫定自治実現のための側面支援：周辺諸国を含めた視点

#### 1-2-3. 被占領地における当面の支援課題

#### 1-2-4. 将来の発展に向けた課題と展望

#### 1-2-5. 地域経済圏への展望

## 2. 我が国の対パレスチナ援助及び中東和平支援の基本的方向

### 2-1. 我が国の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・12

中島 勇

### 2-2. 我が国の取り組み方・・・・・・・・・・・・・・15

北澤 義之

#### 2-2-1. パレスチナ（西岸・ガザ）に対する取り組み方

#### 2-2-2. 周辺諸国に対する取り組み方

## 3. 我が国の対パレスチナ援助の重点課題

### 3-1. 緊急、中期、長期的援助の位置付けと最優先課題・・・・・・・・19

立山 良司

3-2. 中期的展望をもって取り組む課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20  
立山 良司

3-2-1. 自治の立ち上げ・整備支援

3-2-2. 基礎生活分野の改善

3-3. 長期的展望をもって取り組む課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23  
松浦 正三

3-3-1. 環境行政システムの整備

3-3-2. 人的資源開発

3-3-3. 観光インフラの整備

3-3-4. 運輸・交通及び通信インフラの整備

3-3-5. 農業基盤整備及びその他の農業振興のための支援

3-3-6. エネルギー、水資源問題への対応

3-3-7. 工業部門（加工業）の開発・経営ノウハウ及びQCの向上

3-3-8. その他の課題

4. 対パレスチナ援助及び中東和平支援実施上の留意点

4-1. 西岸・ガザに対する援助実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 30  
力石 寿郎

4-1-1. 援助体制上の留意点

4-1-2. 各国の役割分担と協調体制にかかる留意点

4-2. 周辺諸国に対する援助実績と今後対応するうえでの留意点・・・・・・・・ 34  
長須 政司

4-2-1. これまでの周辺諸国に対する援助動向と中東和平プロセスへの貢献

4-2-2. 今後の周辺諸国援助実施上の留意点

## 付属資料

1. 図1-1. パレスチナ暫定自治スケジュール

2. 図1-2. 対パレスチナ援助のための現下の国際支援体制と中東和平プロセス

3. 図2-1. UNRWA認定のパレスチナ難民数

4. 図4-1. 対パレスチナ援助の仕組
5. 表1-1. 西岸・ガザの主な社会・経済指標
6. 表1-2. 主要国の対パレスチナ援助：プレッジ状況
7. 表1-3. 主要国の対パレスチナ技術支援のための世銀トラスト・ファンドに対する拠出
8. 表2-1. 対パレスチナ支援を巡る動向
9. 表2-2. 我が国の対パレスチナ支援に係る対応（暫定自治宣言調印以降）
10. 表2-3. 我が国の対パレスチナ緊急援助（計画）
11. 表2-4. 我が国の西岸・ガザに対する小規模無償資金協力実績
12. 表2-5. 我が国のUNRWAに対する最近の拠出実績
13. 表2-6. JICAによるUNRWA及びUNDPを通じたパレスチナ人研修員受け入れ実績
14. 表2-7. JICAによるUNRWAへの専門家派遣実績
15. 表2-8. 我が国のUNDP日本・パレスチナ開発基金への拠出実績
16. 資料1. 暫定自治取極めに関する原則宣言（全文及び仮訳）
17. 資料2. アラブ・イスラエル紛争関連略年表

# 1. パレスチナに対する基本的認識

## 1-1. 暫定自治合意の意味及びパレスチナの現状と将来についての認識

### 1-1-1. 中東和平問題における暫定自治合意の位置付けと評価

1993年9月13日、ワシントンで調印されたイスラエル政府とパレスチナ解放機構（PLO）との間の「暫定自治取極めに関する原則宣言」合意は、1991年10月31日に開始された中東和平マドリード会議以降のいわゆる中東和平プロセスの交渉枠組みを完結させるものとなった。同時にそれは、1967年の第3次中東戦争以来イスラエルの占領するところとなっていた地域において、パレスチナ人の暫定的な自治を実現させるためのスタートラインを設定した。具体的には、ガザ地区全域とヨルダン川西岸の一部地域（エリコ市域中心）を対象に、パレスチナ人の自治を先行的に実施する旨、双方が原則的に合意した（資料1. 参照）。

もとより、この合意それ自体は自治構想の大枠を定めているに過ぎず、その細目や実施の手順等については今後の双方間の交渉に委ねられている。したがって、交渉の推移如何によって自治の内容あるいは日程に変動をきたす場合もあり得る。合意は、暫定自治の実現に向けての実務的交渉の開始を意味するのであって、その完結を保証するものではない。しかしこの合意とこれに先立つイスラエルとPLOとの相互承認、及び合意に対する国際社会の認知と祝福という一連の動きは、中東和平プロセスが生んだ最初の具体的成果であり、中東紛争の核とされてきたパレスチナ問題に解決の展望を開く第一歩と位置づけることができる。これまで交渉当事者が相互に設定してきたさまざまな擬制やフィクションが取り去られ、双方が相手の現存を見据えて交渉を開始したという点で、一連の展開は明らかに不可逆的であり、パレスチナを巡る和平交渉は確実に新たな段階に入りつつある。

同時に、この暫定自治の実現は、他のアラブ・イスラエル間交渉の行方を左右する試金石ともなる。和平プロセスの最初の成果であるパレスチナ自治交渉が成功裡に進展し、自治対象地域が政治・社会・経済的な安定を達成することが、「平和の配当」を例証する事実となるからである。

### 1-1-2. 西岸・ガザの現状と問題点

第3次中東戦争以来、四半世紀以上にわたってイスラエルの占領統治下におかれてきた西岸・ガザでは、難民問題や住民の法的身分、あるいは低開発など、アラブ・イスラエル紛争の舞台とされてきたことすでに占領以前からさまざまな困難を抱えていた。イスラエルの占領

政策は、基本的にはイスラエル国家の安全保障とイスラエル経済の利便を優先させ、占領地に内在する諸問題の救済や解決に寄与するものではなかった。むしろ占領政策は、それ自体によるイスラエルへの政治的従属と同時に、経済面でも従属の構造を生みだし、旧来の困難に新たな困難をつけ加えた（表1-1、参照）。それぞれヨルダンとエジプトとの支配下にあった西岸とガザとを等しく占領地として統治したことによる矛盾や軋轢なども無視できない。被占領地のG N Pは約30億ドル規模（1991年）で、イスラエルの約5%に過ぎないが、西岸とガザとでは明らかに生活水準に格差があり、ガザの一人当たりG N Pは西岸の約5分の3にとどまる。占領統治のもたらしたさまざまな問題は、ガザにおいてとりわけ先鋭的に発現している。

もともと規模の小さい西岸・ガザの社会と経済とは、占領統治によってさらに周辺化され、自立と拡大の道を構造的に阻まれてきた。インフラ整備は軍事・治安上から必要とされる道路や通信の一部に限定され、上下水道をはじめとする生活関連設備への投資は著しく立ち遅れた。占領当局による政治的行政的監視及び拘束は、被占領地と域外との連絡を制約したのみならず、域内相互の分断をも招来した。占領当局の恣意によって安定性を欠く行政や、変動する治安情勢など、被占領地におけるパレスチナ人の生活条件は悪化した。

歴史的に農業基幹の地域経済を形成してきたパレスチナ人の生活基盤は、占領当局による土地の徴発や強制的収容によって大きく損なわれ、また残された土地や水の利用についても政治的に厳しい制約を受けたために、先ず農業部門での発展が阻害された。占領開始当初なお揺籃期にあった工業部門は、切実に必要としていた資本・原材料・技術・熟練労働といった生産要素の調達に資するべき金融制度や法的保護などを一切欠いていたために発展の萌芽を摘みとられる格好となった。

加えて、イスラエル側は被占領地に自国経済の緩衝機能を担わせる形で交易制限を課し、被占領地における製品の輸出に足枷をかけた。農業では、イスラエル市場はパレスチナ農産品の3分の1を吸収したが、イスラエルが輸出向けに自力で生産ないし加工し得る作物や、労働集約性が高いために被占領地での廉価な生産が可能な作物などに対しては、国内農業保護の視点からパレスチナ産品には様々な障壁が設けられた。工業では、パレスチナ市場に出回る工業製品の9割はイスラエル産であるのに対して、パレスチナ産品はその8割がイスラエル市場に輸出されるにも拘らず、イスラエルの工業製品輸入のわずか2%を占めるに過ぎない。農・工業を問わず被占領地の生産部門は、生産財・中間財の供給元としても、生産物の市場としても、イスラエルに一方向的に依存せざるを得ない状況となっている。アラブ・ボイコットの波及やアラブ側市場の自国産業保護政策などによって、隣接するアラブ市場への参入を阻まれてきたことも、イスラエルへの依存に拍車をかけた。



以上のような地域内の生産基盤の狭隘化は、必然的に被占領地の住民の所得源の対外依存をもたらした。すなわち、出稼ぎ労働の恒常化である。西岸・ガザのGNPは、そのGDPより3ないし4割ほど高い。両者の差は主としてパレスチナ人労働者の域外への出稼ぎ労働による所得にほかならない。一時期はヨルダン、あるいは同地を經由して湾岸産油諸国などを併せて出稼ぎ先としていたが、基本的にはイスラエルが常に主要な出稼ぎ先であり続けた。そこには、イスラエルの対占領地交易の黒字を、被占領地側は出稼ぎ労働によって辛うじてバランスさせるという構造が生み出されていた。しかし、こうした出稼ぎは非熟練ないし肉体労働を主体としており、出稼ぎ機会を通じた熟練技能獲得の可能性は小さい。技術移転の展望に結びつかない被占領下の出稼ぎ労働の恒常化は、結果として被占領地の人的資本の質的停滞につながった。

住民の生活環境の劣悪化、生産基盤の狭隘化、及び所得源の外部依存など、占領統治の帰結としての西岸・ガザの構造的跛行性は、そのまま脱占領を担う暫定自治機関の具体的かつ政策的課題を提起する。すなわち、生活基盤の構築ないし回復、生産基盤の拡幅と交易制限の撤廃、そして域内での雇用創出および技術移転の展望を持つ域外労働への移行といった課題がそれである。さらに占領統治の終焉は、これらの政策的課題に対処するための法的枠組みの不在を意味し、暫定自治機関は占領当局とは別次元の統治の正統性を主張することになるため、自治立ち上げ期には、立法機能及び法執行機能を含めた総体的な統治のシステムとそのインフラとの整備が至上課題となる。

### 1-1-3. パレスチナにとっての対イスラエル交渉上の問題点

暫定自治合意の位置づけと評価において述べたように、合意は和平交渉の実質的な始まりを意味し、①ガザ地区とエリコ市域においてイスラエル軍の撤兵とパレスチナ人の暫定自治機関設立とを先行的に実施する、②その推移・実績を踏まえつつ自治の領域をその他の被占領地へと拡大する、③暫定自治実現後2年を経た後に、被占領地の恒久的地位に関する交渉を開始する、という構想を双方が原則として受け入れたことの確認であった。そこでは暫定自治機関の選挙や警察権を含む広範な権限の委譲など、先行自治の大まかな内容や日程的な目処については一応定められているが、具体的な内容や実施細目、施行要領などについてはなお双方間の実務的協議に待つ部分を多く残している。

パレスチナ側にとって、今後の対イスラエル交渉においては、大きく分けて、①暫定自治それ自体に関わる問題、②暫定自治機関と暫定自治が及ばないその他の被占領地域及びイスラエルとの相互関係をめぐる問題、③最終的地位をめぐる問題、という三つのレベルでの対立が予

想される。第一のレベルの対立は、すでにイスラエル側との撤兵交渉が遅延している状況が物語る通り、自治の立ち上げ期における対象地域（エリコの範囲）や、自治の機能的範囲（入植地に対する権能、出入国管理）をめぐって顕在化する。第二のレベルでは、それらの軋轢を伴いながら自治が立ち上がったとして、そこで実施される選挙によって選出される母体は何を代表しているのか（被占領地全域か、自治の実効領域か）、あるいは「先行的」という形容をめぐって、すなわち最終的な自治の適用領域をどのように定めるのかといった問題が争点となろう。さらに第三のレベルの対立では、前二者においてすでに噴出しつつある双方の自治の捉え方ないし位置づけの問題が一挙に出てくる。それは、「自治」「自決」「主権」をめぐる双方の原理的な対立にほかならない。

パレスチナ側では、暫定自治はパレスチナ人の民族的自決権の部分的な実現に過ぎず、自決権を全うしようとすれば、最終的には独立国家の建設による政治的主権の確立が果たされなければならない。自治はその意味で暫定的なのであり、最終的な地位とは国家主権の獲得以外にはあり得ない。これに対して、イスラエル側の公式的立場は、パレスチナ人の自治は飽くまでイスラエルの政治的主権に従属すべき性格のものであり、自治の容認は当該領域に対するイスラエルの主権的主張の放棄を意味しない、とする。暫定自治とはまさに行政権限の部分的暫定的な委託にほかならず、最終的な地位交渉とは第一義的にはそうした委託に恒久的性格を持たせるための交渉に過ぎない。国家主権などは論外だとの立場である。

結局、出入国管理をはじめ、入植地の取扱いや警察権、境界線、難民帰還といった個々の争点は、すべて上記のような「自治」の本質的な捉え方の相違と絡むこととなり、交渉は単に実利上ないし戦術上の対立であるだけでなく、原理的な対立契機をも孕んだ困難なものとならざるを得ない。さらに、これらの問題が全て解決されたとしても、エルサレムの帰属如何による対立が存在する。エルサレム問題は、イスラエル側が被占領地の範疇に含めることさえ拒否しており、パレスチナ側にとっては全く交渉の展望が成り立っていない。エルサレム問題での進展は、対イスラエル交渉の最終局面において、はじめて射程に入ってくる。

#### 1-1-4. 暫定自治施行上の問題点

暫定自治の施行の前提となるイスラエル側の展開兵力の撤収は、撤収に関する合意協定署名後4カ月以内に完了する。暫定自治機関の構成基盤となるパレスチナ評議会の選挙は、所期の日程に従えば1994年7月13日までに国際監視下で実施される。暫定自治の期間は、イスラエル軍のガザ・エリコ撤退から5年間と定める。被占領地の最終的地位に関する交渉は、暫定自治開始後可及的速やかに、遅くともその3年目に入るまでに開始される（図1-1. 参照）。

このような日程にしたがって暫定自治が実現するか否かは、一つには前項で取り上げたイスラエルとの交渉の進捗如何にかかってくる。しかし同時に、暫定自治は施行それ自体が様々な軋轢を伴うものであり、自治の運営に際しては極めて微妙な域内政治勢力間のバランスへの配慮が求められる。暫定自治合意の締結主体となったPLOにしても、自治の実現は不可避免的に政治組織としてのPLOの実体を相対化する方向に作用する。PLO内部の勢力関係もまた、そうした作用によって動揺することになるのである。

暫定自治機関が取り扱わねばならない内政的課題の第一は、暫定自治合意に反対する勢力への対応である。PLO内のいわゆる反主流派はもとより、ハマースやイスラム聖戦機構などのイスラエルと交渉すること自体に反対する諸勢力を如何に暫定自治の枠組みの中に取り込んでゆくのか、あるいは排除してゆくのか。取り込む場合には、暫定自治機関への参画をどこまで許すのか。排除するとしてもそれを如何なる形で排除するのか。暫定自治が「アラファト一派の独裁」と指弾されることを避ける上でも、こうした問題への対応は重要である。

第二は、暫定自治地域内の地域的格差や住民の身分差の調整の問題である。具体的には、西岸とガザとの間に存在する生活条件の違いや経済的水準、法的身分の相違をどのような形で平準化するかというレベル、暫定自治地域の同じ領域内にあっても難民と非難民という区別とこれに由来する処遇の相違が存在するが、これをどうするかというレベル、さらに暫定自治の対象領域となる地域と、当面その対象から外れる被占領地との整合に関わるレベルとが、複雑に錯綜した状況が出現することになり、それらの調整は煩雑を極めることとなろう。

第三は、これらの被占領地内部のパレスチナ人相互の関係調整に加えて、彼らと今後流入が予想される被占領地外に存在するパレスチナ人との関係調整の問題が出てこよう。暫定自治機関におけるPLO指導部の位置づけとも絡んで、パレスチナ人の「帰還」問題は対イスラエル交渉においてと同様、あるいはそれ以上に自治の施行上の問題を提起する可能性がある。

最後に、和平プロセスないし暫定自治の支援のためにこの地域に注ぎ込まれる巨額の援助や開発投資が、急速な復興開発ブームを作り出し、受け手であるパレスチナ人の側に過剰期待と過熱景気とをもたらすことになれば、そうした復興や開発の恩恵に比較的簡単に浴する層と、そうした恩恵から疎外されたと感じる層、あるいはビジネスチャンスをつかむ人々と逃す人々といった形で社会的経済的な階層分化が進展するのは不可避であり、疎外層における不満の蓄積はブームの大きさに比例して急激なものとなろう。彼らの不満をどのように宥め、階層分化に伴う軋轢の緩和を図るかは、暫定自治機関が担う大きな課題である。

暫定自治ではこのように、被占領から脱占領に向けての移行期において析出されてくる社会的経済的不満に対して、政治的に如何なる調整を行ない得るのが問われることとなる。別言

すればそれは、新たに構成される暫定自治地域におけるパレスチナ人の政治的一体性を確保するために、暫定自治機関が如何に広範な政治参加のシステムを整備し、その統治の正統性を確保してゆくべきかという問いにほかならない。

## 1-2. 対パレスチナ支援の基本的視点

### 1-2-1. 国際社会における中東和平及び対パレスチナ国際支援の意義

パレスチナ・イスラエル紛争、アラブ・イスラエル紛争は中東和平問題と呼ばれ、中東における最大の不安定要因として認識されてきており、過去4回にわたる中東戦争のほか1982年のイスラエルのレバノン侵攻も中東和平問題に起因するものであった。また1990年及び1991年の湾岸危機もこの紛争に直ちに連動した。さらに中東和平問題は直接的当事者だけではなく、湾岸アラブ産油地域にも連動する性格を持ち、世界的な石油の安定供給にも影響を与えるなど、単に中東地域に留まらない国際経済・政治にも広範かつ深刻な影響を与える危険性を孕んでいる。

この問題に国際社会は当初から国際機関（国際連盟、国際連合）を通じて直接関与してきた（資料2. 参照）。パレスチナは第1次大戦後、国際連盟委任統治下に置かれ、さらに国際連合は1947年11月にパレスチナ分割決議を行なった。1948年5月にはイスラエルが建国され、パレスチナ難民問題が発生した。また1967年の第3次中東戦争で、ヨルダン川西岸・ガザ・ゴラン高原・シナイ半島がイスラエル軍に占領された。国連安保理は第3次、第4次中東戦争の戦後処理及び対策としてイスラエル軍の占領地からの撤退などを骨子とする第242号、第338号などを決議したが、シナイ半島がエジプトに返還されたほかは実施に移されておらず、イスラエルの占領は継続されてきた。これは地域的緊張を高め、1987年末以降の被占領地での大衆的蜂起（インティファダ）の要因となってきた。このアラブ・イスラエル紛争は、中東諸国に過大な軍事支出を強いる最大要因の一つであり、中東地域全体の社会経済の発展を著しく歪めてきた。地域住民の民生の向上と安定のために資源を再配分するための不可欠な前提条件としても、中東和平問題の解決は必要であり、国際社会は、紛争の結果生じた被占領地及びアラブ各国に居住する多数のパレスチナ難民の処遇問題も含め、この問題の本質的な解決にあたらねばならないであろう。

1993年9月に調印されたイスラエル・PLO間の暫定自治に関する合意は、中東和平を実現する上で貴重な機会を提供している。紛争解決には当事者が最も重要な役割を果たすことはいうまでもない。同時に国際社会も、もちろん外部から中東和平プロセス促進のために寄与す

ることができる。それは主として広義の経済協力を通じて和平を経済発展につなげることを手助けすることであり、「平和の配当」を当事者に具体的に示すことによって和平への動きをより確実なものにすることである。

パレスチナに対する経済協力・支援は、現行の中東和平プロセスと密接に関連している。イスラエル・PLO間和平交渉における政治的な何らかの進展・成果は、パレスチナの経済発展の可能性を内包するものであり、その発展を具現化することによって、合意された政治的成果が固まりかつ前進するという関係にある。換言すれば、和平の実現と経済発展は相互に連動している。そこでの国際社会の役割とは、暫定自治が進むに連れパレスチナ、さらに周辺諸国を含めた域内の経済状況に改善がみられるような現実を紛争当事者に示すことであり、そのための和平プロセスと国際支援が織り成すダイナミクスを一定のメカニズムのなかで生み出すこと及びかかるメカニズムを持続させることに他ならない（図1-2. 参照）。

中東地域住民の民生安定、ひいては世界経済の安定的発展のため、中東和平は不可欠の前提であり、国際社会は紛争解決に資する経済協力を中心とする相応の貢献をしてゆかねばならない（表1-2. 及び表1-3. 参照）。今日、旧ソ連、旧ユーゴスラビアなど世界各地で民族紛争が多く悲劇を生んでいるなかで、国際社会が中東において民族紛争の解決・相互協力のモデルを生み出すならば、今後の民族紛争解決のための望ましい前例となると思われる。

また、和平が実現することによって、単に軍事費削減という消極的側面だけではなく、従来実現できなかったこの地域の域内経済協力を発展させる可能性を高めることも期待されている。イスラエル、被占領地、ジョルダンのいずれをとっても、一つの「国民経済」を構築するためにはそれぞれの国の経済的規模は小さすぎる。地域協力を強化して商品・資本・労働力・技術面での交流が進めば、シリア、レバノンを含む東アラブ地域の発展に大きく寄与することになるだろう。

#### 1-2-2. 円滑な暫定自治実現のための側面支援：周辺諸国を含めた視点

中東和平実現の第一歩としてガザ地区とエリコのパレスチナ暫定自治の成功は極めて重要である。それは西岸を含む被占領地全体の自治という次のステップのためにも不可欠の前提条件とされている。この限定的暫定自治が包括的和平及び経済再建の端緒となれば、イスラエル・パレスチナ双方に対して次のステップに歩を進める上での説得力を与える。今回の交渉は5年にわたる長期のものが想定されているが、もはや後戻りは許されないにしても、途中で頓挫あるいは長期中断する危険性を全く否定し去ることはできない。

交渉がより円滑に進展するためには、暫定自治の最初の段階からイスラエル、パレスチナ人

及び周辺諸国が「平和の配当」を獲得し、かつそのことを実感することが重要である。国際社会は常にこの点の自覚を迫られつつ、5年、さらには10年あるいはそれ以上といった長期にわたる支援のコミットメントが期待されることとなろう。加えて国際支援の範囲と内容に関し留意しなければならないのは、被占領地の外部（ジョルダン、レバノン、シリア、湾岸諸国など）に居住するパレスチナ難民が複雑な状況に置かれていることである。これら難民の全てが被占領地に帰還できる確証はなく、被占領地の外部に残留する難民に対しては別の対応も必要となろう。ジョルダン、シリアなど周辺諸国の生活状況改善と経済再建への協力は、「平和の配当」であると同時に、そこに居住するパレスチナ人にとって多様な選択肢を可能にする効果を生む。西岸・ガザのみならず周辺諸国の生活条件の改善と経済発展の端緒のために国際社会が支援を与えることは、この暫定自治の成功及び被占領地の恒久的地位確定のための話し合いを側面から支援するという意味を持っている。

### 1-2-3. 被占領地における当面の支援課題

イスラエル・PLO合意によれば、被占領地の恒久的地位については今後の交渉事項になっているが、初期の部分的自治段階から様々な援助が実施可能であり、かつ「平和の配当」をより早期に現実のものとするため、援助の早期実施は不可欠である。

取りあえず緊急に取り組むべき課題として、BHNおよび基礎的インフラ整備、さらに人的資源開発が重要であろう。前二者は特にガザに重点が置かれるべきであろう。一方、人的資源開発はパレスチナ人とイスラエルとの間のより水平的協力関係を展望するための前提条件づくりに寄与する。パレスチナ経済がその在り方として自己充足的なものを目指すことは現実的ではないが、将来的にはイスラエル経済への構造的な従属関係からの脱却が図られなければならない。

上記分野とともに、観光開発のような、住民の所得・雇用拡大のために比較的短期間に効果を発揮し得ると期待できる分野も考慮に入れるべきであろう。イスラエルは観光業と建設業でも強い競争力を発揮し得ると見られているが、観光分野の発展によって被占領地のみならず、ジョルダンも一定の「平和の配当」に与かる余地が大きい。

また、当面は自治機関及び行政、金融・産業、農業などの分野で新たな機構作りが課題となるが、その様な機構を支える法的な整備にも目が向けられる必要がある。前項1-1.でも指摘したように、イスラエル占領下において、西岸・ガザでは多くの制限が占領当局の恣意的施政によってなされてきたが、そのため、パレスチナ人自身の政策的課題に対処するための法的枠組みは存在することを許されなかった。イスラエルによる占領の終焉にあたって、パレスチ

ナ人自身の新たな法的基盤の整備が急がれるが、その整備に対しても国際社会は積極的に支援することを忘れるべきではなからう。

#### 1-2-4. 将来の発展に向けた課題と展望

##### (1) 人的資源開発

パレスチナ人の人的資源開発に関しては、機材の供与などハード面だけではなく行政・経営・品質管理・マーケティングなどソフト面での援助も重視すべきである。パレスチナ人の間で高学歴者が多いことは経済発展の潜在力を示すものではあるが、被占領地内にあるのは、かかる高学歴の人々の多くは行政面での経験をほとんど持っていない。その潜在力を本当に活かすためには、経営・組織・経済政策・行政面での先進的経験は参考になり得る。日本の経験もその一つとなり得よう。

##### (2) 雇用及び労働市場

さらにパレスチナ経済発展にとっては、当面は相対的に低廉な労働力を動員することに重点が置かれざるを得ない。インフラ整備の過程において雇用拡大を取りあえず期待したいが、中長期的には農・工業、貿易、観光などサービス業における雇用を拡大すべきである。

この場合、パレスチナ人労働力はエジプト、シリアなど周辺地域と比較して低廉というわけではなく、単なる労働集約的産業という目標では不十分であろう。当面はイスラエル市場を目指して、繊維・陶器・軽工業など労働集約的産業で競争力のある分野に集中することが望ましい。しかし近い将来、被占領地・イスラエル・ヨルダンの間で一種の自由貿易市場あるいは共同市場などが実現すると想定する場合、あるいは他のアラブ諸国、EUなどに市場を求める場合、質の面で競争に耐える産業の育成とそれを支える労働力の質の向上を視野に入れることが決定的に重要である。パレスチナ経済にとって高関税で守られた産業保護政策をとるのは非現実的だからである。

##### (3) 工業

パレスチナ経済にとってイスラエル工業の加工分野の一部を受け持つという垂直分業を志向するのは当面の止むを得ざる選択肢であり、現実にもある程度進行すると思われるが、そのままではパレスチナ経済が今後ともイスラエル経済に構造的に従属する方向に作用する。イスラエルと被占領地・ヨルダンの間の工業技術を中心とする技術格差は極めて大きく、このギャップを埋めてより水平的発展と相互依存体制の可能性を長期的に展望するためには、パレスチ

ナ側の技術水準を高めることが重要である。また業種によってはEUその他の国々の加工部門を担得ることを目指し、その過程を通じて次第に技術移転を実現して相対的自立の方向を目標とすべきである。その点でも技術集約的方向を長期的には目指すべきである。

#### (4) 金融市場

金融市場整備は被占領地において特に重要である。一つは今まで投資機会が限定されていたために、相対的に高い比率の「タンス預金」が行われている可能性が高い。ガザ、西岸に関するM1/GDP比は40%から70%に上るといふ推計がある。如何に銀行預金等を通じて投資に廻すかは重要な課題であり、そのための制度インフラ造り及び金融ソフト面での様々な援助が期待される。また農業、労働集約的産業育成のための特殊銀行の設立なども検討に値する課題である。

商業銀行についてみると援助資金及び民間資本を巡って、イスラエル系とヨルダン系の銀行の競合が厳しくなると見られる。特にヨルダンの最大の商業銀行でパレスチナ系と見られるアラブ銀行は、西岸がヨルダンであった時期にそこに多くの支店を有していただけに注目される。同時に他のヨルダン系、あるいはヨルダンの合弁系の銀行・投資銀行及び他のアラブ系銀行との関係も問題になろう。

#### 1-2-5. 地域経済圏への展望

いずれにしても被占領地を独立した経済圏とする自律的再生産構造を展望することは非現実的であり、長期的には分業関係を前提とする地域経済圏を想定せざるを得ない。この場合、第1次圏（西岸、ガザ、イスラエル、ヨルダン）と第2次圏（シリア、レバノン、エジプト）が想定し得る。現実にこのような順序で地域経済圏が発展するかどうかに関しては、いくつかの障害や別のシナリオもあり得よう。

従来、アラブ連盟などのイニシアティブのもとに1965年にはアラブ共同市場、1989年にはACC（アラブ協力会議）、AMU（アラブ・マグレブ連合）などいくつかの経済統合構想があったが、事実上ほとんど機能していない。それに比べ、上記の第1次圏などは従来の経済圏構想とは異なり歴史的に実効的な経済関係が存在するだけ、より現実性かつ必然性を持っている。

その場合先ず第一に、第1次圏でイスラエル経済がどう位置づけられるかが、現実として大きな問題となる。関税同盟はヨルダンの側で不安が持たれており、関税保護を撤廃すれば、ヨルダン市場がイスラエル製品に荒されるという不安を持っている。ヨルダン経済の財



政・国際収支面での構造的対外依存状態も懸念材料である。パレスチナ経済もイスラエル経済とのバランスをとる上で、ジョルダン経済との経済・通商・産業政策面での調整が求められよう。

第二に、イスラエルがアラブ諸国で国交樹立する順番として、モロッコ、チュニジアに優先性があるとする見方があり、貿易関係は先に北アフリカと進展する可能性もある。しかし、アラブ・ボイコットが解除されればイスラエルのエレクトロニクス、電気機械、兵器の輸出市場が中東全域のみならず全世界的に拡大すると見られている。

パレスチナ経済支援の実施に際しては、イスラエル経済、特にその産業構造が軍事産業に偏向している現状が和平の進捗状況に対応してどのように変化してゆくのか、などの側面にも十分注意を払わねばなるまい。

## 2. 我が国の対パレスチナ援助 及び中東和平支援の基本的方向

### 2-1. 我が国の基本的考え方

中東地域は、アジアとヨーロッパ、アフリカの結節点として地理的重要性を有していることに加えて、世界の原油確認埋蔵量の66.4%（1992年）を有し、我が国のみならず世界の経済にとって重要な地域である。とりわけ、輸入原油量の72.4%（1991年）を中東に依存する我が国にとっては、過去二度の石油危機の経験から、同地域の政治・経済的安定及び同地域からの原油の安定した供給確保に対する関心は高い。

この地域は、特に1948年のイスラエル建国以来、度重なるアラブ・イスラエル間の紛争によって、永く紛争多発地域であるとされていた。その紛争の当事者であるイスラエルとPLOによってなされた今回のパレスチナ暫定自治に関する原則の合意は、中東和平プロセスにおける進展にほかならず、同地域が平和と安定へ踏み出した成果といえようし、同プロセスを支えた国際社会にとっては歓迎すべき出来事であったことは間違いない。

しかし、前章でも指摘したように、今回の合意がそのまま真の平和の実現を約束するものではない。また、平和の実現を支えるような、パレスチナ（西岸・ガザ）地域の経済的安定が確保されている状況には未だ至っていない。イスラエル・パレスチナ間の平和、ひいては中東の平和と安定の実現は、政治的には今後の被占領地の恒久的地位決定まで当事者間の直接的交渉に委ねられるが、一方、経済的には、それは国際社会によるパレスチナ暫定自治立ち上げのための効果的支援の成功如何によるところが大きい。この意味において、国際社会の主要な一員として、経済大国として更には援助大国としての我が国が、パレスチナ人社会の経済的発展、ひいては政治的安定のため如何なる貢献をしてゆくのかに内外の注目が集まっている。

今回の暫定自治合意の下地となった現行の中東和平プロセスは、アラブ・イスラエル間の和平実現に向け、1991年10月マドリッドでの中東和平全体会議をキック・オフ会合として開始されたものであるが、同会議開催にあたって、我が国は、官房長官談話として、中東和平会議の成功と和平プロセスの進展に向けた「可能な限りの貢献」を行なう旨を表明している。また、マドリッド全体会議を受けて、中東和平二国間交渉、更にはそれを側面から支援するため、1992年1月より多国間協議が開始されているが、同協議の開会にあたり、我が国より出席した渡辺外相（当時）は、中東和平達成のためにはまず紛争「当事者間の信頼を醸成することが

何よりも重要」であり、我が国はそのための努力を行なってきたことを指摘するとともに、平和を確立するため、「新しい国際協力の一翼を担う決意」を表明している。かかる立場から、我が国は5つの作業部会のひとつである環境部会の議長国となる等、和平プロセスの推進を積極的に支援している。

また、対パレスチナ支援に関する我が国の対応としては、1993年9月の国連総会において、細川総理が「この合意を現実の平和に移すため、国際社会の積極的な支援を速やかに行なうことが不可欠である」として、今後2年間で、「食糧・医薬品のための無償援助及びインフラ整備のための低利の資金協力を含む」2億ドルの支援を行なう旨表明している。その支援の一環として、1994年2月現在で既に、対パレスチナ技術支援のための世銀トラスト・ファンドに対する拠出及び国際諸機関を通じての緊急援助等で計4,970万ドルの具体的支援を決定するなど、我が国は国際的な支援体制の一翼を担うべく積極的な姿勢を打ち出している（表2-1. から表2-3. 参照）。

さらに、我が国のパレスチナ人に対する援助の増大は、既に述べた中東和平プロセスへの積極的関与に一致したものであることも銘記しておかねばならない。イスラエル占領下であり、劣悪な社会経済状況下に生活するパレスチナ難民のために我が国は、主に人道的立場からUNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）等に対して現金拠出、食糧援助、専門家の派遣等を継続的に実施している。また近年では、国際機関を通じた西岸・ガザのパレスチナ人研修員の受け入れ、被占領地の経済・社会開発支援のためのUNDP日本・パレスチナ開発基金の設立及び拠出、被占領地内のパレスチナNGOに対する小規模の無償資金協力等を実施しており、より現地ニーズに即した対応を行なっている（表2-4. から表2-8. 参照）。

こうした背景及び状況を踏まえ、我が国は今後、対パレスチナ援助を以下のような基本的な考え方に基づき実施していくことが肝要である。

(1) 国際社会は東西冷戦の終焉によって新たな安定と繁栄の枠組み構築を模索しているが、我が国に対しては、内外より、かかる枠組みを構築してゆく過程において、「経済大国」としての役割を担い、地域紛争解決のプロセスに関与し地域の安定化に貢献するべくその責務を果たすことが望まれている。対パレスチナ援助は、冷戦後の国際社会の安定及び繁栄の枠組みを構築してゆく上での、国際社会が取り組まねばならない最優先課題のひとつであることから、我が国にとっても積極的に実施してゆく意義がある。また、援助に積極的に取り組むことで、国際社会において我が国がその役割を果たしていること及び我が国の指導力を改めてアピールできよう。

(2) 紛争解決のプロセスにおいて、地域の経済的安定化を可能とするメカニズムを構築してゆくことは、当該地域の更なる政治的安定につながる。かかる観点から、我が国としては中東の平和と安定に向けた努力を行なってゆくとの立場にたって、現行の中東和平プロセスに積極的に関与しつつ、特にパレスチナの経済的安定化を支援することが重要である。また、対パレスチナ援助は、第一義的には暫定自治の対象となる西岸・ガザ地区に対するものであるが、その実施にあたっては、周辺諸国に在住する難民を含むパレスチナ人、及び周辺国を包摂した将来の地域経済圏の将来における形成など重層的な視点が求められる。したがって、周辺諸国に対しても、「平和の配当」を実感できる援助を含む対応を行なうことで、中東地域全体の安定化に貢献するべきであろう。

(3) 上記のように対パレスチナ及び周辺諸国への援助、すなわち中東和平プロセスに関係する諸国の政治・経済的安定に寄与する支援が、中東地域全体の安定と発展につながるならば、我が国と中東諸国との従来の友好関係が強化されることとなり、ひいては、中東からのエネルギー資源の我が国への安定的供給をもたらすであろう。

(4) 対パレスチナ援助は、我が国のODAの大綱の理念、原則に基づき実施されるが、パレスチナ難民に対する人道的援助、民主的な自治の執行への協力、経済開発への援助、第2次世界大戦後の経済開発経験の移転等を通じて、我が国のODAの有効性を発揮し得る機会となる。

(5) 対パレスチナ援助は、我が国の中東和平プロセス促進のための貢献として広く認識されることが必要であるが、同時に、国際援助体制を支える一大援助国としての責務を果たしつつ、被援助側にとって我が国が「信頼に足るドナー」であるとの理解が深まることが肝要である。他方、これまでの我が国と中東地域との文化レベルでの相互交流は、必ずしも多いものであったとは言えない。そうした認識に立ち、今後は単に援助による支援を行なうのみならず、民間交流及び文化交流を含めた幅広い分野、レベルにおける不断の人的交流を更に促進し、広範な相互理解を深めるよう努めることが重要である。

## 2-2. 我が国の取り組み方

### 2-2-1. パレスチナ（西岸・ガザ）に対する取り組み方

#### (1) 援助の目標

これまでに度々指摘してきたように、我が国は当事者の和平へのインセンティブを高めるような、特にパレスチナ人が「平和の配当」の受益者としての実感を得られるような援助を目指すべきである。そのためには、被占領地における劣悪な生活環境、インフラの未整備状況、長期間にわたる占領体制に起因する社会の歪み等に対する正確な現状認識のもと、暫定自治を軌道に乗せるべく、緊急性の高い短期的な援助に加えて経済基盤整備のための援助を実施すること、さらには暫定自治終了の後の経済発展までも視野に入れた支援を行なうことが肝要である。またこの場合、援助対象地域は、ガザとエリコではなく西岸・ガザ全域を視野に置くべきである。ガザとエリコは暫定自治をとりあえず軌道に乗せるための先行自治の対象に過ぎない。それ故、西岸及びガザ地区からガザとエリコのみを切り離れた形で援助を実施しても効果はあがらないであろうし、まして、大規模な経済基盤整備などは不可能であり、むしろ地域的経済格差の発生により、結果として被占領地内の政治的不安定化を招きかねない。また、政治的安定をもたらすとこの観点から、自治立ち上げ期から将来のパレスチナ・エンティティー確立までの時期に不可欠な、パレスチナ人の行政的能力の向上のための支援も必要となる。したがって、あくまで西岸及びガザ地区全体がイスラエルに従属する経済からの脱却を図りつつ、政治的安定につながる経済的發展を促進するような援助を実施することが望ましい。

#### (2) 援助の方向性

西岸・ガザは、イスラエルの占領統治によって、構造的に経済的従属性を強いられることで産業の發展を阻害され、法的基盤を持つことが出来ず、あらゆる分野においてイスラエルの發展の犠牲となる周辺的位置に置かれてきた。同地域が暫定自治立ち上げに伴い、そのような状態から脱却した経済体制を築き上げることは、将来の経済的發展及び政治的安定の前提であることは言うまでもない。そこで我が国は、いわば零から出発するパレスチナ暫定自治において、一定の経済的自立性を持つことができるようになるまで、長期的視野に立った援助を目指すべきである。

また、前述のように西岸・ガザはイスラエル経済の周辺的位置に置かれた結果、同地域全体の發展を視野に収めた健全なパブリック・セクターの構築が不可能であった。この点に鑑み、将来にわたりパレスチナ・エンティティーが一定の自立的經濟を確保するために、我が国とし

ては同地域の健全なパブリック・セクター育成のための援助を実施すべきである。ただし、パブリック・セクター整備がプライベート・セクター発達の条件となるとの両者の関係を勘案しつつ、同地域の将来的な経済発展のためには両者のバランスがとれるよう配慮すべきであろう。

また、イスラエルによる占領体制のもとで、被占領地内部に地域的経済格差が生じていることに留意すべきである。我が国は、特に短期的援助実施にあたっては、ガザと西岸の地域的格差を十分配慮すべきである。被占領地におけるそれぞれの地区毎のニーズにあった援助を行なうことは、援助の効果を高めるばかりでなく、パレスチナ人の自立心の向上にもつながり、結果的には将来の発展の可能性を確かなものにするであろう。特に経済的に劣悪な状況にあるガザ援助の緊急性に着目する必要がある。

イスラエルの労働市場への極端な依存も、長年の占領体制が西岸・ガザ経済に及ぼした影響である。我が国は、パレスチナ暫定自治立ち上げに寄与するような効果をもたらすため、また、社会的経済的な安定を早期に実現するために、ガザや西岸での労働力の吸収を可能にする産業の育成に資するような援助を目指すべきである。また、雇用機会の増加を図ると同時に、労働の質の向上という地域のニーズに応える方法をとることが、将来の同地の経済発展という目的に資するものと思われる。

## 2-2-2. 周辺諸国に対する取り組み方

### (1) 周辺諸国援助の必要性

パレスチナ・イスラエル以外の二国間交渉の各トラックは、暫定自治合意の相乗効果によってさらに進展する状況にあり、このタイミングにおいて暫定自治を側面より効果的に支援することは、交渉進展のインセンティブを他の各トラックにも与えることになる。そこで、周辺諸国に対しては和平プロセスの進展を念頭におき、「平和の配当」としての経済状態の改善及び発展に寄与する対応を継続することが必要であろう。周辺諸国が暫定自治の進展から「平和の配当」を得ているとの実感を得られれば、そのことで和平プロセス全体も前進し、地域の政治的安定がもたらされることになる。政治的安定はさらにまた、暫定自治の経済的効果を高めることとなる。

また、前章1-2. で述べた通り、西岸・ガザは、歴史的に周辺のアラブ諸国との経済的つながりが強く、今後のパレスチナ経済の長期的な発展のためにも、パレスチナの経済は地域から孤立して存在することはできない。

我が国は、これまでもジョルダン、シリア、レバノン、エジプトといったアラブ周辺諸国に対して広範囲な分野において援助を実施しているが、今回の暫定自治合意を受け、パレスチナ

経済の従属からの脱却と更なる発展のためという文脈においても、また、パレスチナ及びアラブ諸国間における歴史的な経済関係の発展的育成という文脈においても、引き続き援助を行う必要がある。

## (2) ジョルダンへの援助及びイスラエルへの対応

対パレスチナ援助の効果的促進は、近隣諸国、とりわけイスラエルとジョルダンの協力なくして実現しない。したがってパレスチナとならんでイスラエル及びジョルダンを対パレスチナ援助実施の際の不可分要素として認識することが求められる。イスラエルは占領という事実により、ジョルダンは西岸との歴史的つながりという事実により、パレスチナの経済と深く関わっている。この三つの国及び地域の経済関係の安定を確保することは、パレスチナの経済発展、和平プロセス進展のために必要であり、我が国は、この三つの国及び地域の経済関係の健全な発展を支援するような援助を行うべきである。

我が国はまた、ジョルダンの経済に対する援助の重要性を見落とすべきではない。ジョルダンは将来のパレスチナ経済運営のために必要な外界への出口であり、経済的パートナーとなるべき位置にある。しかしながら、同国はこれまで諸外国からの援助及び国外へ出稼ぎに出ているパレスチナ人労働者からの送金に支えられた脆弱な経済基盤であった上、第1次、及び第3次中東戦争、また、1990年の湾岸危機の際に生じたパレスチナ難民及び避難民の大量流入を受けると、自助努力の及ばない厳しい状況にあった。そういった状況を生み出す構造は基本的には現在もほとんど変わっておらず、そればかりか、ジョルダンはパレスチナ周辺の経済状況の急激な変化によるマイナスの影響を受ける可能性がある。同国の経済の悪化は、西岸・ガザに影響を及ぼし、パレスチナを含む同地域の政治的不安定化の誘因となる危険性が高いことも、十分留意する必要がある。

また、イスラエルはこの三者の中で経済的に極めて優位に立っており、また、我が国ODAの対象とはなっていないが、同国が中東和平プロセスの当事国であることに鑑み、我が国は引き続き和平プロセスの意義に沿った友好的協力関係を促進すべきである。他方でアラブ当事国及び周辺諸国との友好関係を維持、促進している我が国としては、イスラエルとの相互理解をもとにして、同国とアラブ側の更なる信頼醸成に寄与することが出来よう。また、長期的展望のもとでイスラエル・パレスチナ・ジョルダンによる経済圏を想定すれば、イスラエルは、そのなかでの発展をリードし得る立場にあるが、その際、同国の経済の大きな役割が期待されることを十分に留意する必要がある。

### (3) シリア、レバノン及びエジプトへの援助

シリア、レバノンは、和平プロセス当事者として、暫定自治推進のための安定した政治環境を築くために重要な国々である。また将来的には、地域的経済圏の構築上重要な位置にある。しかし、レバノンは長年にわたる内戦からの復興の途上であり、シリアはインフラの未整備に加え、経済が停滞状態にある。我が国としては、レバノンの経済復興、シリアのインフラ整備や景気浮揚支援などに重点を置いた援助を行うことで、両国に「平和の配当」の実感を与える必要がある。また、エジプトは現在、紛争の直接当事者ではないが、和平プロセスの仲介者としての政治的影響力を有する一方、人口増加や失業問題から、アラブ地域の労働市場に大きく依存しており、将来の域内経済圏構築にも、大きな影響力を持っている。したがって我が国としては、エジプトに対しても失業対策に重点を置いた援助を行う必要がある。

また、長期的展望に立った時に、イラクも視野に収めて置く必要がある。同国に対する国連安保理の制裁は現在も継続しているが、将来、同国が国際社会に復帰した場合には、同国の政治経済がヨルダンと密接な関係にあることも勘案しつつ、イラクを除外した形での中東地域の安定は成り立たないことも認識すべきであろう。

### (4) パレスチナ難民への援助

現在、西岸・ガザ、ヨルダン、レバノン、シリアにはUNRWAに登録されているだけで約280万人のパレスチナ難民が存在する(図2-1. 参照)。将来のパレスチナ・エンティティーへの帰還、あるいは他地域への定住などの選択肢を含め、難民の最終的地位が確定するまでは、難民救済事業の継続が必要である。我が国としては、UNRWAをはじめとした国際諸機関を通じた難民への援助を継続すべきである。その際、それぞれの地域に散在するパレスチナ難民の間で、地域的な不平等感を感じさせないように、すなわち、和平プロセスから取り残された難民がでないよう注意が払われるべきであろう。和平から取り残されるとの焦燥感もった人々が、その後の和平プロセスへの障害を生み出す存在になるとの懸念は十分に根拠がある。

なお、暫定自治が軌道に乗り、地域経済圏構想が具体化した時に、パレスチナ難民が相対的に質の高い労働力供給源となることが出来れば、難民の失業問題対策となると同時に、地域的ニーズを満たすことにもなる。したがって、将来の地域経済圏を念頭に置き、西岸・ガザ地区以外の周辺国に居住するパレスチナ難民をも視野に入れた職業教育等の支援をすることが重要である。



### 3. 我が国の対パレスチナ援助の重点課題

#### 3-1. 緊急、中期、長期的援助の位置付けと最優先課題

援助実施に関しては緊急（ないし短期）、中期、長期の3段階の時間的な設定が可能であろう。そのいずれも、既に述べたように「平和の配当」を高め、紛争当事者、特にパレスチナ人のある和平へのインセンティブをより増大することを基本的目標としていることはいうまでもない。

このうち緊急ないし短期的な援助は6カ月から1年を目処としたものであり、すでに平成5年度において一部実施されている。緊急援助はいずれも、被占領地パレスチナ人の劣悪な生活環境を部分的にでも改善するための短期的な対応であり、和平の成果を短時間に明示的に示すことを主たる目的としている。

中・長期的援助は緊急援助の目的を継承し、和平への動きをいっそう拡大・定着させることを主眼とするものである。このうち中期的援助は5年未満と想定されている暫定自治期間中におけるパレスチナ人の生活基盤の改善、及び自治体制の立ち上げ・整備に向けた支援が主眼となるため、5年が一つの目処となると考えられる。一方、長期的援助はパレスチナにおける将来的な経済開発を可能とするための経済基盤整備に向けての支援を主体とするものであり、周辺諸国と調和のとれた相互依存的な関係を構築するとの視点を含めた支援を行なう必要があり、5年ないし10年という期間が想定されよう。

もちろんパレスチナ援助実施上の3段階の設定は、個々別々のものではあり得ず、連続性を持った相互に関連する支援でなければならない。すなわち緊急援助において生活環境の中でもきわめて劣悪な部分の当面の改善を目指し、中期的には暫定自治体制が樹立過程に入っていくとの想定から、自治体制のスムーズな立ち上げ・整備、及びパレスチナ人による生活基盤の改善実現へ向けての行動を支援する。さらに長期的援助は暫定自治後のパレスチナ・エンティティの樹立を考慮しながら、将来における社会・経済発展の可能性を展望しようとするものである。ここでいう中期的、長期的という時間設定は、援助によって実現が期待される目標が中期的、ないし長期的な視点によって区分されることを意味するものであり、援助の実施開始時期を将来に先送りするものではない。むしろ人材育成や行政システムの整備支援などはいずれも一定の成果を生み出すまでに中・長期にわたる継続的な援助が必要との意味が込められており、そのためにもできる限り早期に援助を開始する必要がある。

## 3-2. 中期的展望をもって取り組む課題

中期的展望をもって取り組む援助課題は5年未満と想定されている暫定自治期間中の西岸・ガザにおける自治体制の立ち上げ・整備に対する支援、及び基礎生活分野の改善を促進するための支援の二つの重点分野が考えられる。

### 3-2-1. 自治の立ち上げ・整備支援

イスラエル・PLO合意によれば、イスラエル占領軍及びその下部に位置するイスラエル民政府が有する権限は、一部の例外を除いて基本的にすべてパレスチナ側が樹立する自治機関に移管される。人的にみれば、現民政府の中・下級職員はすべてパレスチナ人によって構成されており、学校教育などの現場もパレスチナ人によって運営されている。その意味ではパレスチナ人の中に自治を行ない得る一定の人的資源は現に存在している。しかしながら、現在の法体系及び行政機構はすべて占領政策遂行を主眼としたものであり、かつ過去の体系及び機構（オスマン帝国、英委任統治、ヨルダンないしエジプト支配のそれぞれ）が十分な整合性を持たずに重層的に積み重ねられ、さらにその上にイスラエル占領体制が構築されてきた。このため全体としては整合性、一貫性を有しないシステムとなっている。加えて財政政策や経済政策の立案・遂行、適切な税制と徴税機能、統計の作成、司法制度などの多くの分野はこれまで完全に等閑視されてきたか、あるいは故意に組織的発展が阻害されてきたため、行政組織や法的な裏付け、人的資源のいずれもが無に等しい状態にある。

それ故、自治体制の立ち上げ・整備はパレスチナ側が直面する最初でかつ最大の課題であり、専門家派遣、資材提供、訓練のための我が国への招致などを通じた技術協力を広範に行なう必要がある。また、かかる協力は人的貢献の拡大をはかるとする我が国の国際協力実施に関する基本方針に合致したものである。なお自治体制の立ち上げ・整備に対する支援は、暫定自治の円滑な施行を主目的としているため中期的援助と位置付けられるが、人材育成、行政機構の整備・拡充などはパレスチナ・エンティティーの将来的な発展、基盤造りに連動するものであり、長期的な展望をもって行なう援助との連続性を確保することが望まれる。

自治体制の立ち上げ・整備に対する支援としては以下の分野での協力が考えられる。

#### (1) 統計の整備

現在、西岸・ガザにおける統計はほぼすべてイスラエル側に拠っているが、人口統計を含めた基礎的な統計はきわめて不完全である。将来的な経済基盤の整備をはかるためにも各種統計

を充実させることは不可欠であり、かつそのためのプログラムはできる限り早急には実施されなければならない。我が国はこの分野において他の諸国へ技術援助をした実績もあり、西岸・ガザの社会、経済などに関する統計の作成・整備のための技術供与や組織作り、諸施設の設置などへの協力を行なうことはきわめて有意義であろう。なおジョルダンなどからは既に産業連関表作成に関する技術協力に関わる要請が我が国研究機関に寄せられているが、1-2. で指摘したように、地域経済圏を形成していく必要性を鑑みても、パレスチナだけに限定せず、周辺諸国を包摂するような有機的な経済統計の作成に協力することは、我が国の高度な技術を生かした援助を行なうという視点からも有意義と思われる。

## (2) 行政機構の樹立・整備

従来まったく欠如していたか、きわめて未整備な部門（経済政策の立案・遂行、環境、行政・会計監査、電力・上水道などの公共サービス部門など）での行政機構の樹立・整備をはかることは、当面の暫定自治の円滑な実施、さらに将来のパレスチナ・エンティティ作りに向けた基盤整備として不可欠である。また、西岸・ガザのパレスチナ人社会は中央レベルでの行政機構を欠いているばかりでなく、地方レベルにおいても占領下に置かれてきたという特殊事情から、名目的な地方行政体を有しているにすぎない。そのため、地方行政レベルにおける行政機構の樹立・整備への協力を行なうこともあわせて考慮されるべきである。

## (3) 法体系の整備

現行の法体系を根底から見直し、自治実施のための法的枠組みを確保するため、公法、私法のすべての面における新しい法及び規則を整備する必要がある。加えて民間部門での経済活動を活発化させるため、経済関係の基本的な法・規則が早急に整備されなければならない。その意味でかかる分野に関する技術の提供や人材育成は現実のニーズにかなった協力といえる。この方面の協力は国際機関でその実施が検討されているが、我が国も国際機関との協調を含め、人材の派遣などこの分野における協力を積極的に行なうことが考えられる。

## (4) 財政システムの構築

自治機関の財政基盤の確立は、4-1-1. (2) でも指摘されているリカレント・コストの財源確保の視点からも早急に取り組まれるべき課題である。このため住民の納税意識を少しでも改善する方向での税体系や徴税システムの導入、予算編成、財政支出などの分野での技術協力が望まれる。この分野に関する協力も国際機関でその実施が検討されているが、上記(3)

と同様、我が国としても広範な協力が可能な分野であろう。

### 3-2-2. 基礎生活分野の改善

基礎的な生活基盤はあらゆる面で著しく欠けているため、その改善に向けてきわめて広範な支援を必要としている。中でも、住民の生活に最も直結し、かつ我が国として技術、資金協力を行ない得る優先的な分野としては以下がある。

#### (1) 上下水道の整備

この分野に対する援助は既にUNDP（国連開発計画）などを通じた拠出においても一部実施されているところであるが、目に見える形での生活環境の改善を実現する意味において、上下水道施設の補修、整備を行なうための援助実施が望まれる。とくにガザ地区においては場所によって1日にきわめて短時間しか水道の供給がない地域がある一方で、設備の老朽化のため相当量の水道水が漏水していると報告されている。上下水道の整備はより広範な水資源開発や今後の各種開発計画のあり方と関連するものであり、現時点で大規模な設備の整備を行なうことは将来における水資源開発計画などと齟齬を来す可能性もあろう。しかしながら、その緊急性は看過できるものではない。このため一定の規模に限定しつつも、各地域社会の実情やニーズに応じたきめ細かな上下水道施設の補修、整備を支援する必要がある。

#### (2) 廃棄物処理の改善

この分野に対する支援もやはり、UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）などへの緊急援助の一環として一部実施されているところであるが、上記（1）と同様な理由からより広範な支援が求められる。この場合、廃棄物処理施設の建設や収集車両の購入など資金協力によるハード面での援助も重要だが、同時に廃棄物処理の行政組織や制度の樹立、処理技術の移転などソフト面での援助を行なうことで、トータルな廃棄物処理システムの構築に向けての援助実施が考慮されるべきであろう。この点は上記3-2-1.の自治体制の立ち上げ・整備に対する支援と関係するものであり、かつ3-3.で指摘される長期的な援助の一環としての環境行政システムの整備に対する支援と連動するものである。

#### (3) 教育施設の拡充

パレスチナ人の間では教育に対する意欲は高いものの、教育施設の不足から初・中等教育においてはほとんどが二部制授業であり、場合によっては三部制すら行われている。さらに人口

の増加率が高い上、一定規模のパレスチナ人家族の帰還も想定されることから、教育施設の一層の不足が強く懸念されている。このため、特に初等及び中等教育施設の改善・拡充のための資金協力はきわめて優先順位の高い援助分野であり、長期的な援助策の一環として位置付けられている人材育成に継承されてゆくべき分野である。また、校舎など建物の建設だけに限らず、教材や各種教育用具の提供も援助の重点項目である。特に教科書の編纂に関しては、従来のイスラエル占領当局による検閲制度終了に伴う新しい教科書作成の動きもあり、そのためのノウハウの提供やセンターの設置、資材供与などの援助も有意義である。

### 3-3. 長期的展望をもって取り組む課題

ここでは、3-1. において定義した意味における「長期的展望をもって取り組む課題」につき論じるが、各項末に、その実施可能性を勘案しつつ我が国が取り組むべき課題を挙げた。

#### 3-3-1. 環境行政システムの整備

原則宣言においてパレスチナ環境局 (Palestinian Environmental Authority) の設立が規定されており、各援助国からもガザの環境プロフィール調査、データバンク設立の資金援助等の動きがみられている。占領下では実質的に環境行政は無きに等しく、組織の設立、人材の配備、モニタリングの整備等多くの課題を抱える一方、緊急的に実施すべき環境関連プロジェクトも山積しており、事業実施に併行して行政システムの構築を行なう必要がある。

行政全般ないし、個別技術分野（特に水質汚染対策、土壌汚染対策）の協力も含め、環境行政にかかる人材育成については息の長い協力が必要であろう。いずれにせよ比較的高学歴の人材層は多く、実務に必要な人材養成を心掛けることが重要である。また、モニタリングの基盤として既存データの収集、整理、評価とともに欠落データの補完調査を行なうといった基礎的調査の分野での協力も有効と考えられる。

西岸・ガザ両地区の中でも特にガザの環境問題対策については、汚水排水による海洋汚染対策が重要であるが、実際はパレスチナより対策の遅れている隣接国もある状況にある。この面からはEUが沿岸管理計画 (Coastal Zone Management Plan) 調査をスタートさせており、このような域内全体から環境対策をすすめるといった方向性のもとで、いわば域内協力と調整しつつ援助案件の形成を行なうことが重要である。

我が国は多国間協議環境作業部会の議長国でもあり、域内協力の観点から環境問題に協力するスタンスも必要であり、同作業部会との援助実施における密接な連携が効果的であることは

言うまでもない。

- ①行政組織形成のための支援
- ②行政、制度、監視技術等の人材養成
- ③データベース確立のための基礎的調査
- ④域内協力の促進のための各種ワークショップ、セミナーの開催

### 3-3-2. 人的資源開発

公的教育の分野では初等教育は占領当局に加えUNRWAの重点活動の一つでもあり、実施体制そのものは存在しており、当面、人件費等のリカレント・コストの支援及び施設の改善が急務であるが、就学率等の面からみれば、むしろ住民の教育に対する熱意は高く、西岸とガザ、占領当局とUNRWAと異なるシステムの統合化が課題である。したがって援助の方途としても他の国における難民に対する援助のそれとは異なるといえよう。中・長期的には、現在の占領当局とUNRWAの教育システムの組織的統合、つまり一方をエジプト方式、他方をジョルダン方式といった制度的違いの統合化を進め教育行政の確立を図るとともに、教育内容の面でこれまでの知識偏重で狭い専門分野毎の教育から、科学的思考と経済社会の動向に対応し得る創造性を兼ね備えた柔軟な思考を養うカリキュラムへの転換が重要な課題とされている。この課題は隣接国の教育状況、とりわけエジプトとも共通しているものであるが、今後のパレスチナの経済開発の方向性からは教育分野の果たす役割は特に重要である。また、職業教育と大学教育の不均衡が指摘されているが、試験研究体制の質的改善及び物的整備といった高等教育に対する援助も効果的である。

一方、職業訓練及び教育については現状の技能教育に多くの問題は抱えてはいるが、今後プライベート・セクターとパブリック・セクター双方において実務に生かすことの出来る各種研修を行なうことが必要である。特にこれまでの高等教育において、行政に必要な学部教育が欠落していることもあり、行政・自治体・公共部門の分野の財政運営、予算管理を担う人材層に加え統計制度、事業計画の策定、プロジェクト実施のための技術者、マネージャーといった人材層の研修については広汎なニーズがあるため援助の重点課題となろう。また経済開発の方向性に沿った的確な産業技術の援助も必要となろう。

- ①行政・公共部門分野における人材養成
- ②初等教育等の支援

③科学教育分野の人材養成、設備の向上

④雇用に直結する職業訓練の向上

### 3-3-3. 観光インフラの整備

観光産業の基礎的条件としての宗教的、歴史的サイトは数多く、西岸・ガザ双方の雇用創出、外貨獲得にとっても潜在力を持っているとされている。既にアラブ観光協議会 (Higher Council for Arab Tourist Industry) が設立されており、これを基礎に今後、観光行政として必要なパレスチナ観光局 (Palestinian Tourism Authority) の設立が課題となっている。

援助としては総合戦略の策定、文化遺跡の管理計画等が重点として考えられるが、近隣諸国の観光戦略との調整整合を考慮しつつ援助を行なうことが必要であろう。観光開発におけるインフラ整備は地域開発の方向性の確立をまっけて行なわざるを得ない側面を有しているが、逆に観光インフラ開発が地域住民の地域開発に対する効果を周知する面もあり援助の重点とも考えられる。

観光開発については多国間協議経済開発部会において域内の関心の高さが示されており、域内全体の観光資源のバランスをとった開発の面から、我が国としても有効な援助分野と考えられる。

①域内の視点を含めた観光開発マスタープランの策定

②文化遺跡等の保存・整備技術の移転

③観光インフラの整備

### 3-3-4. 運輸・交通及び通信インフラの整備

主要道路網については、ネットワークそのものは確立されているとはいえ、整備状況がきわめて悪化し、このまま放置すればネットワークが崩壊するといわれており、緊急課題としてもその再建・整備が必要とされている。また地方道路網は占領下で放置同然とされてきたところであり、計画づくりからのスタートが必要であるが、とりわけ公共セクターによる道路維持、管理機構の設立及び物的整備が重要である。

道路建設プロジェクトの実施においては、実施主体としての民間建設業の強化も課題であるが、本分野の資金需要は高く、プロジェクトの実施を通じた雇用創出の面からも援助効果の高いものと考えられる。

但し、援助にあたっては、未熟な建設業者を育成しつつ実施することが必要であり、援助の

ディスプレイについては十分な留意が必要である。

海運についてはガザの港湾整備が、また空港についてはカランディア空港整備が課題となっているが、ガザの漁港としての機能からは雇用創出、産業育成の面はあるものの、港湾、空港ともに、商業港あるいは国際空港としての整備については経済開発の方向性も含め事業計画の広範かつ詳細な調査を待つて検討することが必要である。

通信については、とりわけ西岸・ガザの両地域の機器の設置状況が新旧混合の形態になっている。またイスラエルの管理下に組み込まれていることで、現状において供給が需要をどの程度満たしているかは把握しがたい状況にある。GNPの相関からのみで言えば約30%の電話回線の増加は必要である。しかしながら今後の行政需要、サービス産業の進展からは機器更新も含めネットワーク、サービス体制を大幅に改善する必要がある。経営の組織の形態としては民営化の方向が今後重要であろう。

- ①主要道路網の修復、整備プロジェクトの実施
- ②地方道路網の計画、策定、建設プロジェクトの実施
- ③道路管理維持機構への人材養成、施設整備
- ④通信分野の人材養成、設備機器の更新・整備
- ⑤建設技術者の養成

### 3-3-5. 農業基盤整備及びその他の農業振興のための支援

現在の農業セクターのGDPに占めるシェアは30%弱ではあるが、70年代は最も雇用吸収力をもっていた。また、輸出産業としての可能性も有している。しかし農業振興にかかる公的機関はなく、UNRWAも関与していない。したがって現在国内外のNGO及びUNDPがその役割を担っている。今後の課題としては農業政策と行政組織の確立のためにはイスラエルとの多くの対話を必要としているところであり、当面は農村道路の補修、既存井戸の修復、導水路、灌漑といった基本的なインフラ設備の補修改善が課題である。流通、マーケティング等についても長期的課題を踏まえた調査、戦略の策定が必要とされている。また、NGOの行っている活動のうち品質向上、食品衛生、農業使用等の活動は、農業普及等の人材養成とともに継続的な支援の必要があろう。当分野をとりまく政治的状況から、援助実施過程において困難が生じている側面が強いため、当面は十分な調査、慎重な案件形成が必要である。



- ①自然資源管理のための調査、農村開発計画の策定
- ②流通、マーケティング、農業普及の人材養成
- ③農村インフラ整備プロジェクトの実施

### 3-3-6. エネルギー、水資源問題への対応

電力については、ガザではほとんどの住民（西岸においても93%の住民）にカバーされているが、その質は問題である。一例としてテクニカルロスも17%~20%に及ぶといわれている。農村部では半日以上停電する地域も多い。ガザ地区では供給不足が甚しく、そのうえ年率15%以上の需要増加が2000年迄に見込まれている。一方運営面では経営体のせい弱さから、料金徴収も適切でなく、大部分が、盗電によると考えられるテクニカルロス（35%とされているが、これは通常の3倍）といわれている。

これらの状況において、今後パレスチナ電力当局（Palestinian Electricity Authority）が設立されていくこととなろうが、緊急的対応とともに全体の設備の更新計画が必要とされている。またこのため経験のあるエンジニアを確保しつつ計画実施を進める必要があるとされている。また経営体としての強化はプロジェクトのマネジメント及び維持管理双方の人材育成が必要である。

中東域内の水資源をめぐる紛争は歴史的にも地域の戦争の原因ともいわれている。したがって今後の水利権に関する水資源の問題は二国間、多国間における交渉プロセスにおいて見いだされる方向性にそって援助を検討することとなろう。

都市用水の問題については、とりわけガザにおいて水資源の賦存量の制約と、地下水の過剰揚水による塩水化及び下水道の不備に伴う水質悪化が問題となっている。地域の水利用にかかる政策、計画が確立されておらず、今後水資源管理のための組織形成が必要とされている。今後パレスチナ水管理局（Palestinian Water Administration Authority）が設立されることとなろうが、希少な資源を有効に活用すべく、各種のリハビリテーション、上水道のネットワークを形成するためにも、現在の水資源の賦存量及び水質の動向等を明らかにするために、定量的な地下水帯水層の水文地質的調査等も必要となろう。淡水化プラントの建設、他地域からの導水プロジェクト等については今後検討課題となろうが、域内外の水収支、経済的・技術的妥当性を見極めた上での慎重な対応が必要である。我が国は、多国間協議水資源作業部会の主要メンバーであることから域内協力の動向を見極めつつ援助案件の形成を行なうことも必要であろう。

- ①電力の企業体形成のための人材養成
- ②維持・管理技術者の養成
- ③地方電化プロジェクトの策定、実施
- ④水資源管理のための基礎的調査・組織開発

### 3-3-7. 工業部門（加工業）の開発・経営ノウハウ及びQCの向上

被占領下の状況から、公的な生産部門はないという点が近隣国との違いである。工業部門はGDPの8%前後であるが、労働力は全就労人口の15%強を占めている。構造的には小規模であり4人以下の雇用規模の企業が60%を占めており、10人以上は7.5%に過ぎない。食品、繊維工業等が主要であるが、イスラエル経済との関係、近隣国との関係、投資政策の動向等不明確な要素は多い。援助としては、小規模工業の産業振興といった側面から案件形成が考えられようが、日本的経営のノウハウを吸収する基盤のある業種等があり得るかについては、多面的な調査を行なうことが必要である。また、品質管理、公的金融といった面から、商工業振興のための支援を担うパブリック・セクター設立に対しての協力も必要となろう。

- ①経営管理、品質管理分野の人材養成
- ②産業振興のための、公的機関の育成・強化
- ③中小企業ための金融支援

### 3-3-8. その他の課題

#### (1) 保健分野における問題

状況としては同所得レベルの域内諸国と比較しても特に劣悪ということではない。しかしイスラエル側との格差もあって、住民の満足は得られていない。また、占領当局、UNRWA、NGO等の活動が調整されていない面もあり、重複と非経済的な運用とハイテク技術の偏重がみられるといった問題点を持っているといわれている。

マクロ的視点からみればこのような問題点は抱えているが、制度的基盤を整備することは既に検討が始まっており、今後の住民移動、機構制度の移行期に発生する問題に対し個々の案件毎に緊急度を見極めた援助が必要となろう。また、精神衛生、社会福祉の面ではこれまでの支援を継続・強化する必要もあろう。

## (2) 住宅問題

特に難民キャンプ、西岸の村落部の居住水準の向上は必要である。土地所有権登記、資産税といった制度的枠組みを整備し、国土利用プランの策定を進めつつ、如何に公共事業を実施する基盤をつくるか、といった行政・制度の確立が、住宅問題及びインフラ整備を進めるために課題となる。雇用創出の面からは民間建設技術者の技能向上も援助として検討することが必要であろう。

①公的医療機関へのリノベーション

②精神衛生、社会福祉の支援

③医療技術者の人材養成

④住宅建設への支援

⑤建設産業の技術者の養成

## 4. 対パレスチナ援助及び中東和平支援実施上の留意点

### 4-1. 西岸・ガザに対する援助実施上の留意点

#### 4-1-1. 援助体制上の留意点

##### (1) 二国間援助の前提条件（法的枠組み）

西岸・ガザ地区に対する援助は、通常の開発途上諸国に対するものとはいくつかの点で根本的に異なる。我が国の政府開発援助のうち、有償資金協力、無償資金協力（小規模無償資金協力を除く）及び技術協力は法令等の規定により、条約その他の国際約束に基づき供与することが原則となっている。しかるに、同地域は「国家」でもなければ、国際法上合法的な施政権者のもとにある「地域」でもなく、実際上は「イスラエル占領地域」であるが、我が国を含む国際社会はイスラエルの占領行為そのものを承認していない。したがって、目下のところ、こうした地域を対象として国際約束を締結することが不可能な状況にあり、同地域に対する我が国の援助は、当面国際機関を通じた形式とならざるを得ない（図4-1. 参照）。

一般的に二国間の国際約束が締結できる要件は、「国家であること」もしくは「施政権者等である主権国家の事前の同意を得た、主権国家の授權のもとにあること」である。しかし、本件対パレスチナ援助実施については、その対象が被占領地における自治体制という極めて特殊な状況にあること、かつ、その援助の国際的重要性に鑑み、援助の受け手（パレスチナ人）に対し次のような要素を勘案して国際約束を締結することも考えられよう。

- ①当該国もしくは地域を日本政府が承認しているか、または国際的（日本を含む）に認知（国連決議等）されていること。
- ②政府等により実効統治が行なわれていること。
- ③約束した内容を履行できる能力と責任を有すること。

西岸・ガザ地区に対し、二国間ベースの枠組みで援助するためのプロセスについては、今のところ見通しが立っていない。しかし、一つの契機として考えられるのは、1994年7月に予定されている暫定自治機関樹立に向けた西岸・ガザ地区の全パレスチナ住民による選挙であろう。この選挙は、パレスチナの将来を決する非常に重要なものであり、これが成功裡に行われるかどうかは中東和平プロセス全体の中でも核となる問題であるため、我が国を含む国際社会も積極的な下支え協力（選挙監視等）を行なうことが見込まれる。世界が注目する中で実施さ

れるこの選挙により民主的な自治政府が成立すれば、我が国としても、上記要件を満たすものとして正式に「承認」もしくは「見なし承認」することは政策的に可能かも知れない。和平プロセスに積極的に関与している我が国としては、少なくともそのモメンタムを活かせるように工夫することが政治的対応として肝要である。このほか、変則的ではあるが、イスラエルを中心にパレスチナ代表をまじえた三者間で、援助に関する限定的な合意を形成することも考えられるが、この場合、イスラエルの占領行為に対する我が国の立場が問題になると思われる。

なお、過去において、我が国が国家ではない「地域」を対象として、「施政権者等である主権国家の事前の同意を得て、主権国家の授権のもとで」二国間の国際約束を締結した例としては、「香港」、「ミクロネシア連邦」（米国との自由連合協定に基づき安全保障自治権委任）、「マーシャル諸島」（同左）、「パラオ」（米信託統治領）、「クック諸島」等がある。

## （２）援助実施上の留意点

二国間援助の枠組みが整った場合において、次に問題となるのは、実際の援助を行なっていくうえでの条件である。主なものは次の通り。

- ①パレスチナ側の援助受け入れ窓口である P E C D A R（パレスチナ開発復興経済委員会。自治機関成立後は名称を変更し再編成する可能性あり）及び関連実施機関の執行能力（我が国の援助スキームに対する理解と効率的な事務手続の処理能力及び他のドナー案件との整理・調整能力を含む）－ ACCOUNTABILITY
- ②援助資金、供与機材等の適正使用の確保－ TRANSPARENCY
- ③リカレント・コスト（行政経費）負担問題
- ④援助関係者の安全確保
- ⑤我が国の現地支援体制の確立

P E C D A R については、組織と人員が徐々に形作られてきているが、その能力は今のところ大方の信頼を獲得するには程遠い状況である。しかし、いわゆる「受け皿作り」は援助の成否を左右するものであることから、我が国としても傍観することなく、その確立にむけて積極的に協力してゆくべきである（研修員受入、専門家・企画調査員派遣等）。他方、世銀は、P E C D A R の調達管理能力や事案処理能力に限界があるとして、二国間援助の実施に際しては、ドナー間で統一した援助実施のルールを適用しようと呼びかけているが、各ドナー国の現行援助方式や手続は、各国の法令上の制約等に由来しているものであり、事実上、統一は困難

と考えられる。

援助資金等の適正使用の確保については、パレスチナ側から定期的な執行状況を報告させたり、監査委員会等の設置を検討するなど、「制度」として透明性が担保される仕組みを確立する必要がある。この点では全ドナー統一案を形成のうえ、一致してパレスチナ側に提示する方が効果的と考えられる。

リカレント・コストの支援問題は重大である。西岸・ガザ地区においては、プロジェクトのローカル・コストはもちろんのこと、一般行政経費すら大幅に足りないといわれており、これに対する支援がドナー側に強く求められている。リカレント・コストに対する直接的な支援は、本来の社会経済開発という目的や途上国の自助努力を促すことなどのODA共通の原則にそぐわないものであり、他の途上国への影響をも考慮すれば、早計にパレスチナ側の要求に応ずべきではない。しかし、この問題が解決されない場合、各国が如何に効果的な援助プログラムを用意しても、現地サイドでは何一つ動かないおそれがある。したがって、無用な摩擦を避けるために、「リカレント・コストへの協力」という形ではなく、「個々のプロジェクトに対する協力」の枠内で積み上げる方式を検討すべきであろう（現行の技術協力においては、「ローカル・コスト」として部分的に負担している実績がある）。

現地における我が国の支援体制は、我が国の援助案件の効果的・効率的な執行のためにも強化する必要がある。現状では在イスラエル大使館（テルアビヴ）が唯一のチャンネルになっているが、実際に具体的なプロジェクトが次々と開始されていった場合は、きめ細かな対応は困難であろう。したがって、同大使館に対し、JICA、OECD等の援助機関関係者を派遣すること、及びより現場に近く、かつ各ドナーとの連絡調整に便利なエルサレム（ガザ地区はテルアビヴからみる）などに支援拠点を設けることを検討すべきであろう（援助関係者の安全対策の観点からも重要）。具体的な方策としては、エルサレムに我が国を代表する駐在事務所（領事館等、援助関係業務に特化したリエゾン機能を果たす事務所）の設置やJICA等援助機関事務所の設置などが考えられる。但し、これらはいずれも予算措置を伴うものなので、当面は要員の派遣で対処せざるを得ない。また、実際の援助調整にあたっては、パレスチナ側との間で定期連絡会を開催して各プロジェクトの進捗管理及びトラブル・シューティングを行なう必要があると思われる。

### （3）国際機関を通じた援助における留意点

我が国はこれまでに西岸・ガザ地区に対する緊急支援のうちUNDP、UNRWA、WHO、日本赤十字社／パレスチナ赤新月社を通じ、医療等の分野に合計4,470万ドルの拠出、供与を

コミットしているが、この額は「2年間で2億ドル」のプレッジのうち4分の1弱に過ぎない（1994年2月現在、対パレスチナ技術支援のための世銀トラスト・ファンドに対する拠出分500万ドルを合わせて、我が国の具体的コミットメントの総額は4,970万ドル。表2-3. 参照）。仮に、二国間援助の枠組みが整わなかった場合は、残りの1億5千万ドルの援助もすべてこれら国際機関を通じて行なうこととなる。国際機関を通じた援助を行なうのは日本だけではなく、実際には相当数に上るドナー国が入り乱れたかたちで実施するため、次のような点に留意しなければならない。

- ①国際機関に拠出した資金の執行状況の監視（ウォッチ）
- ②現地国際機関事務所と我が方との連絡調整体制の確保
- ③我が国のプレゼンスの確保

多数のドナー国からの援助資金に基づいたプロジェクトを、現地の国際機関事務所が迅速かつ効率的に実施できるとは考えにくい。勢い現地のローカル・ソース（NGOを含む）に下ろさざるを得ないであろう。その場合、当該国際機関がどこまで正確に進捗状況や会計管理ができるかは疑問である。したがって、当該国際機関に対しては、二国間援助と同様に定期的な連絡・協議を行なう場をあらかじめ設定しておく必要がある。他方、国際機関との日常のコンタクトを円滑に行ない、各プロジェクトの進捗管理をするためには、今後の案件数の多さに鑑み、上記（2）の通り、我が方大使館等に専門の援助担当者を配置する必要がある。

我が国の拠出によって実施されるプロジェクトにおいて日本のプレゼンスを確保するのはそれほど困難なことではないと思われる。すなわち、供与機材や施設については、例えば引き渡し式のプレイアップ、国際機関との共同プレートやステッカーの貼付、人材の交流については、きめ細かに広報を行なうことによってプレゼンスは相当程度確保することができると考えられる。但し、この場合、政治的反対勢力にとって格好の攻撃目標になるようなものについては慎重に扱うべきであろう。

#### 4-1-2. 各国の役割分担と協調体制にかかる留意点

ドナー間に明確な役割分担はおそらく存在しないであろう。各ドナーは自国の諸都合により、案件選定等を行ない、協力プログラムを実施するため、A国はこれ、B国はこれといった分担は事実上不可能と思われる。しかし、相互の交渉や協議を通じて最低限、重複を避けることはしなければならない。この点は国際機関を通じた援助においても同様のことがいえるが、問題

はそのオーガナイズをどこが担当するかである。多数のドナー同士でパイの調整を行なうことは非効率であるので、CG等でハンドリングに慣れている世銀をコーディネーターとして現地のCG会合を定期的に開催し、各国の抱えている問題や評価に関する情報などを交換するとともに、新規のプロジェクトにおいて重複を避けるための調整を行なう方法が適切と考えられる。

## 4-2. 周辺諸国に対する援助実績と今後対応するうえでの留意点

### 4-2-1. これまでの周辺諸国に対する援助動向と中東和平プロセスへの貢献

#### (1) これまでの周辺諸国に対する援助動向

我が国は、経済協力の実施を通じ、中東地域の経済開発に寄与することが同地域との友好協力関係を増進させるのみならず、同地域の安定、ひいては国際社会の安定に貢献するものであるとの認識に立ち、経済協力を実施している。

このような観点から、富裕産油国が存在する一方で、国際収支赤字や累積債務問題等の経済的困難に直面している国も存在するなど、多様な経済発展段階の国々が存在している同地域に対しては、被援助国毎の経済・政治状況、開発ニーズ等に応じきめ細かい援助を実施している。周辺諸国に対する援助を例にあげれば、ヨルダン及びシリアに対しては、有償資金協力・技術協力を中心に援助を実施している。また、レバノンに対しては、難民のための無償資金協力及び研修生の受入れを中心とする技術協力を実施している。さらにエジプトに対しては、同国を中東地域援助の最重点国と位置づけ、有償資金協力・無償資金協力・技術協力の各形態とも積極的に広範囲の分野に対し援助を実施してきている。イスラエルに対しては、同国は一人当たりGNPが高く、技術水準も高いことから、留学生の受入れ等のみを行なっている。

また、湾岸戦争に際しては対イラク周辺国支援として、エジプトに対して1990年度及び1991年度に緊急商品借款、1991年度に「ベニスエフ・セメント工場建設事業」についての借款を、トルコに対して1990年度及び1991年度に緊急商品借款、1991年度に「ゴールデンホーン橋補修拡幅事業」についての借款を、ヨルダンに対して1990年度に緊急商品借款及び「産業貿易調整借款」、1991年度に緊急商品借款を供与し、総額20億ドル相当の援助を実施した。さらに、シリアに対しても商品借款及び「ジャンダール火力発電所建設事業」に対し約5億ドル相当の援助を行なった他、クルド難民等向けの援助を行なう等、政治的変動にも対応し機動的に援助を実施してきている。



## (2) 中東和平プロセスへの貢献

現行の中東和平プロセスにおいて、我が国は中東和平多国間協議開始以来、環境作業部会の議長及び経済開発、水資源、難民の各作業部会の副議長を務めており、また、同協議の進展のため、環境、水資源、観光振興に関する調査団の派遣や、セミナーを実施する等、積極的な貢献を行なってきた。

### 4-2-2. 今後の周辺諸国援助実施上の留意点

前述したように、これまでは主に経済協力を通じ各国の経済開発を支援することが、同地域の安定に寄与するとの観点から、各国毎にその経済発展段階に応じ、きめ細かい援助を機動的に実施してきているが、和平プロセス推進の気運が高まりつつある現状においては、勿論、短期的には周辺諸国に対し優先度の高いものから機動的に援助を実施してゆくことも必要であろうが、中長期的には、和平プロセスを支える援助ということを一層意識し、当該地域全体の健全な経済的発展という展望に基づいた援助を実施してゆく必要があろう。

とりわけ、和平を支えるという観点からは、現在のイスラエルの一人当たり所得が11,330ドル（1991年：世銀アトラス）である一方、その他周辺諸国はヨルダン：1,120ドル、シリア：1,110ドル、エジプト：620ドル（1991年：世銀アトラス）であり大幅な格差が存在していることや、一人当たり政府開発援助の受入れ額にも、イスラエル：264.4ドル、ヨルダン：71.8ドル、シリア：11.5ドル、エジプト：30.9ドル（1989年：世銀開発報告）等格差が存在していることから、周辺各国とも、「公平に平和の配当を享受している」との実感を持ち得ることが重要であり、周辺各国間・受益者間のバランスに十分配慮しつつ、域内の均衡のとれた経済発展に資する援助を実施してゆく必要があろう。

また、被占領地、イスラエル、ヨルダン、シリア、レバノン、エジプトは狭い地域に隣接して存在しながらも、経済的にも政治的にも分断されている状況にありそのコストは高いものとなっている。今後、長期的には経済性を考えれば、周辺各国が協調し地域経済圏構築に向かうことが合理的な方向であり、また、政治的にも相互依存関係を深化させてゆく意味で望ましい方向であると思料される。援助の実施に際しては、この地域経済圏構想といったことも十分に展望し、地域全体を視野にいたした地域単位の取り組みを促進すべく、複数国家にまたがり立地する地域開発事業や受益者が複数国家にまたがる事業を積極的に取り組んでゆくことが効果的である。また、これは複数の当事者間の信頼感の醸成にも有益である。

かかる観点において、中長期的に援助を効率的・効果的に実施してゆくためには、被援助国との政策対話等を通じた十分な意思疎通を踏まえ、周辺各国間との調整、各ドナー間の援助政

策におけるコンセンサス形成を図りつつ、以下の諸点に留意して、技術協力・無償資金協力・有償資金協力等我が国のもつファシリティを効果的に組み合わせた援助プログラムを策定し、継続的に取り組んでゆくことが重要である。

#### (1) 情報収集・分析体制の充実

長期的に地域全体の健全な経済発展に導くような援助プログラム策定のためには、各国別の政策、開発の現状、社会・文化的特性、開発のための阻害要因等の情報を幅広く収集するとともにこれを分析・評価してゆくだけでなく、これを地域の情報として整理・分析・評価することが望ましい。これまでも現地事務所等を通じた各国の情報、国内の関連情報等の収集・分析に注力してきたが、これを地域単位で整理し援助関係者が広く共有すべき情報としては蓄積されていない状況にある。このためまず、他ドナー、国際機関の動向及び開発調査事業関連の情報や現地情報を収集し、これらの情報を一元的に整備し効果的に分析・評価、さらには業務実施にフィード・バックを行なえ得るような体制を充実してゆくことが望まれるとともに、JICA、OECF等の経済協力関係諸機関の間で情報・意見交換を定期的に行なう等の体制を充実してゆくことが望まれる。

#### (2) 政策対話の充実と援助調整機能の充実

地域全体を視野にいたした、地域単位の取り組みを推進してゆくにあたっては、関連被援助諸国との充実した政策対話を継続的に行なうとともに、関連被援助諸国間での調整を図りつつ、整合性を確保したうえで開発戦略を共同策定してゆくことが必要であり、また、この開発に対する主要ドナー間の調整を効率的に行なってゆく必要があるが、これについてはこれまで我が国が中東和平プロセスの多国間協議において積極的な貢献を行なっていることから、この多国間協議の場を引き続き有効に活用してゆくことが一つの現実的な方策であろうと考えられる。

#### (3) 援助形態の有機的・効果的組合せ

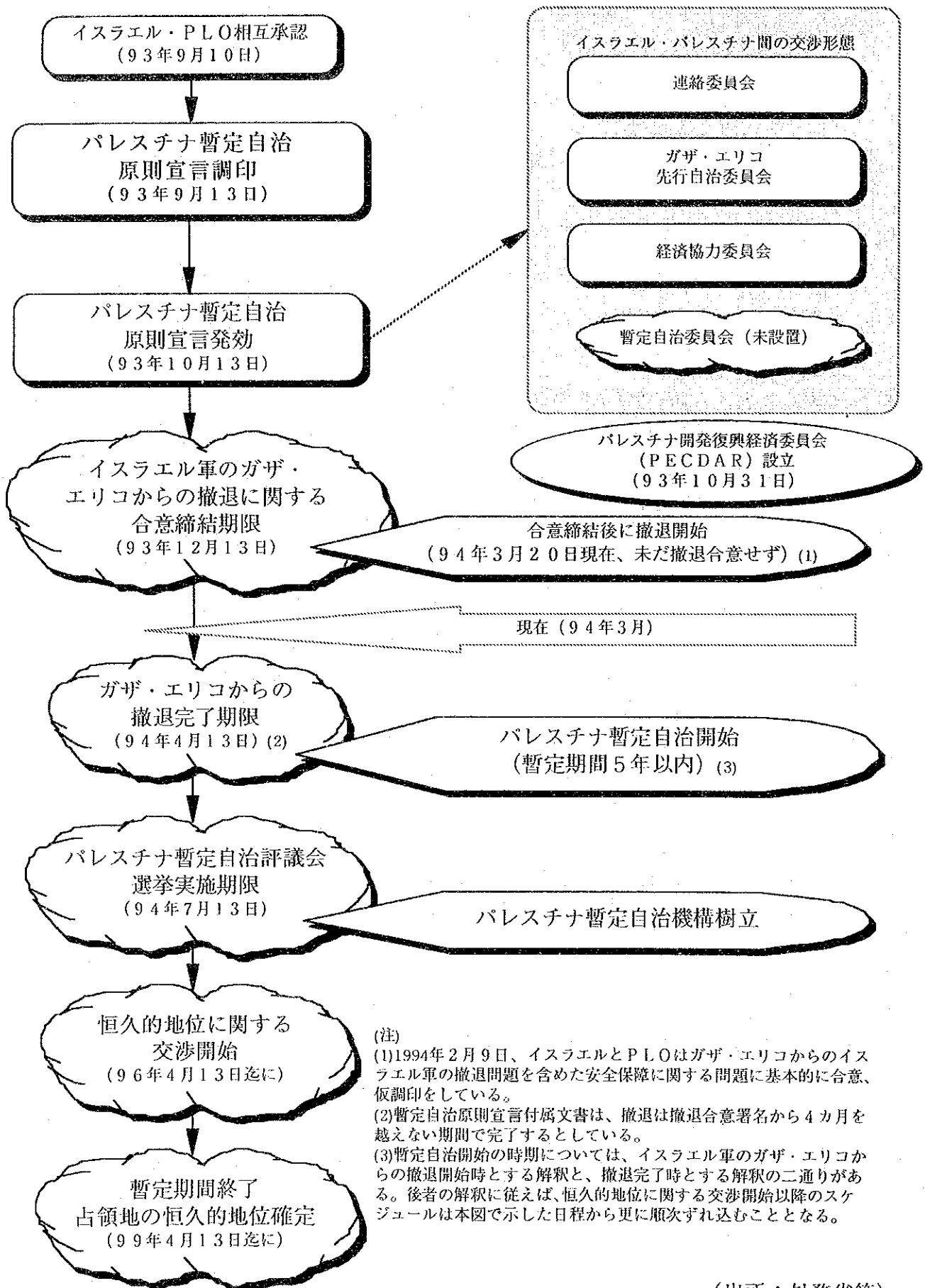
地域全体を視野にいたし、均衡のとれた経済発展に資する効果的・効率的な経済協力の実施に向けては、我が国のもつノウハウを有機的・継続的に投入してゆくことが一つの有効な方策であると考えられる。したがって、今後は援助プログラムの立案の当初から、技術協力・無償資金協力・有償資金協力等の各形態間の一層の密接な連携を進め、十分な検討を重ねてゆくことが重要であり、上記(1)で述べたような調整の場を国内的に構築してゆくことも重要であると思われる。

# 付 属 資 料



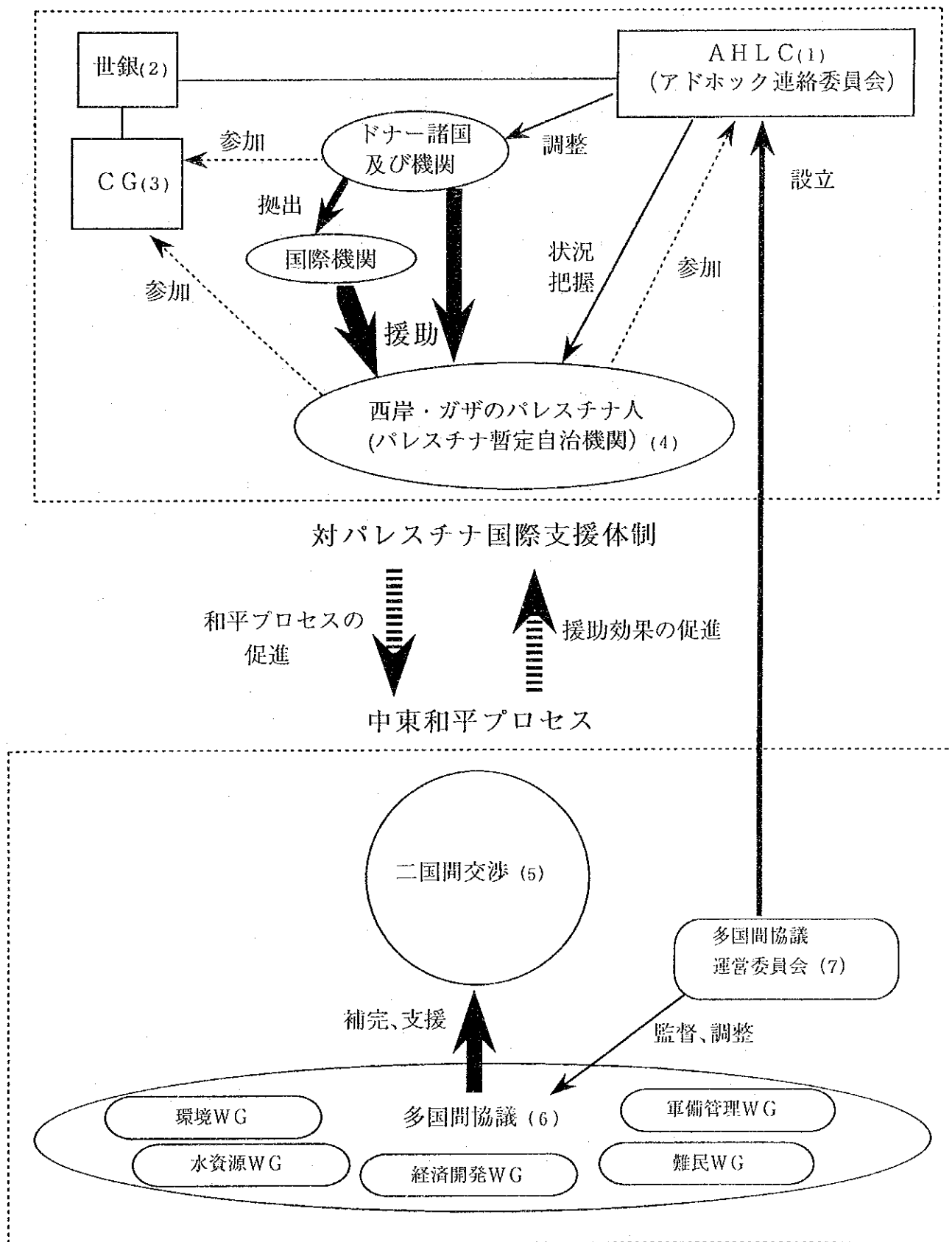
1. 図1-1. パレスチナ暫定自治スケジュール
2. 図1-2. 対パレスチナ援助のための現下の国際支援体制と中東和平プロセス
3. 図2-1. UNRWA認定のパレスチナ難民数
4. 図4-1. 対パレスチナ援助の仕組
5. 表1-1. 西岸・ガザの主な社会・経済指標
6. 表1-2. 主要国の対パレスチナ援助：プレッジ状況
7. 表1-3. 主要国の対パレスチナ技術支援のための世銀トラスト・ファンドに対する拠出
8. 表2-1. 対パレスチナ支援を巡る動向
9. 表2-2. 我が国の対パレスチナ支援に係る対応（暫定自治宣言調印以降）
10. 表2-3. 我が国の対パレスチナ緊急援助（計画）
11. 表2-4. 我が国の西岸・ガザに対する小規模無償資金協力実績
12. 表2-5. 我が国のUNRWAに対する最近の拠出実績
13. 表2-6. JICAによるUNRWA及びUNDPを通じたパレスチナ人研修員受け入れ実績
14. 表2-7. JICAによるUNRWAへの専門家派遣実績
15. 表2-8. 我が国のUNDP日本・パレスチナ開発基金への拠出実績
16. 資料1. 暫定自治取極めに関する原則宣言（全文及び仮訳）
17. 資料2. アラブ・イスラエル紛争関連略年表

図1-1. パレスチナ暫定自治スケジュール



(出所：外務省等)

図1-2. 対パレスチナ援助のための  
現下の国際支援体制と中東和平プロセス



(注)

(1) 各国より今後5年間で約21億ドルの対パレスチナ援助が約束されているが、AHLC (Ad Hoc Liaison Committee) は、係る援助の調整と今後の支援方針の検討を目的として、1993年10月の中東和平支援関係パレスチナ委員会において、設立された。参加国は多国間協議運営委員会のメンバー(下記(6)及び(7)参照)及び世銀。第1回会合(1993年11月開催)においてはノルウェーが議長を務めた。

(2) AHLCの事務局としての役割を受け持つ。

(3) Consultative Group。具体的援助案件実施のための協議を行う。対パレスチナ援助に関わる全てのドナーと受け手が参加(1993年12月の第1回会合には24ヶ国と8機関のドナー、AHLC議長と事務局、及びPLOが出席)。世銀が主催し、AHLC議長と連絡を取りつつ、適宜会合を開く。AHLC及び各ドナー国及び機関と受け入れ側に対し、対パレスチナ援助に係る諸計画及びプロジェクト等のデータを提供する役割が期待される。

(4) AHLC、CG及び中東和平プロセスに係る交渉、協議にはPLOが代表を派遣している。パレスチナ側の援助受け入れ機関となると思われるPECDAR(パレスチナ開発復興経済委員会:実行上の最高責任者はアブ・マフムド・アブ・マフムド経済局長、同委員会の内部機構に関する詳細は不明)については、1993年10月に設立が表明されているものの、未だ実際に機能していないことから、本図には書き入っていない。

(5) 米国及び国連を共催国として開催された1991年10月のドブリッド会議以来、ワシントンにおいて中東和平の実現を目指し、パレスチナ人、ヨルダン、シリア、レバノンが夫々、イスラエルと直接交渉を行っている。

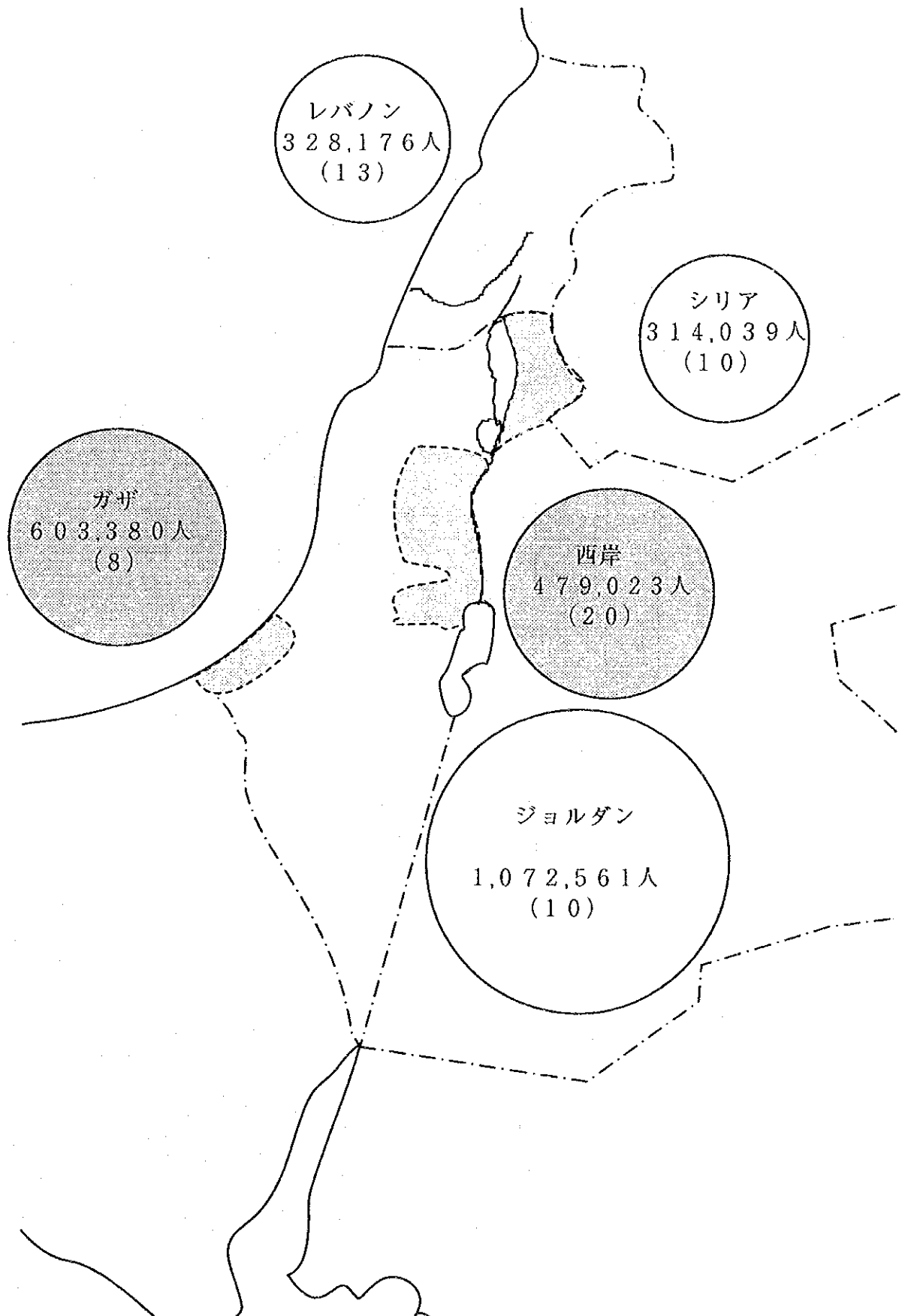
(6) 二国間交渉に参加している紛争当事者間の信頼を醸成し、ひいては、和平への環境を生み出すことに繋がるとの観点から、図の通り5つの諸問題について作業部会(WG: Working Group)が設置され、多国間の枠組みで協議が行われている。多国間協議への参加国は、米国及びロシア(共催国)、パレスチナ人、イスラエル、ヨルダン、日本、EC、カナダ、エジプト、サウジアラビア、チュニジア。シリアとレバノンは、二国間交渉で進展がない限り多国間交渉には参加せずとの立場をとっており、これ迄のところ不参加。AHLCが設立されたことで、多国間協議には、より中東地域全般の諸問題に対処する役割が期待されよう。なお、多国間協議において我が国は、環境WGにおいては議長、経済開発、水資源、難民の各WGでは副議長を務めている。

(7) 多国間協議参加国がメンバー(上記(6)参照)。暫定自治原則合意後は、更にノルウェーと国連が加わることとなった。

(出所：外務省、世界銀行等)



図2-1. UNRWA認定のパレスチナ難民数



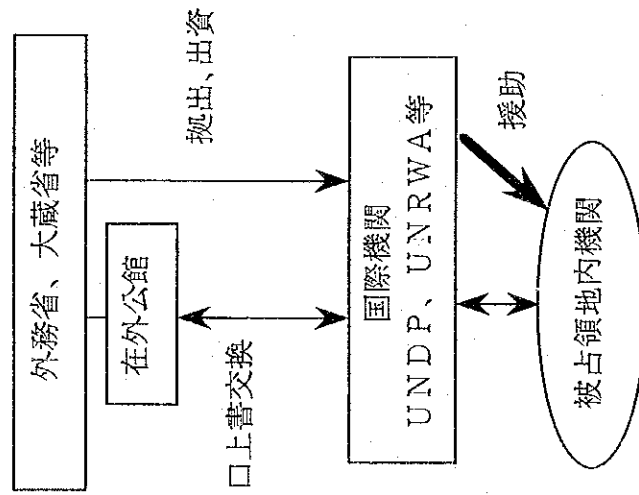
(注) 1993年6月現在の統計による。円内の括弧内は難民キャンプ数(難民総数2,797,179人、難民キャンプ総数61)。全難民の約65%は難民キャンプの外に居住している。

(出所: UNRWA)

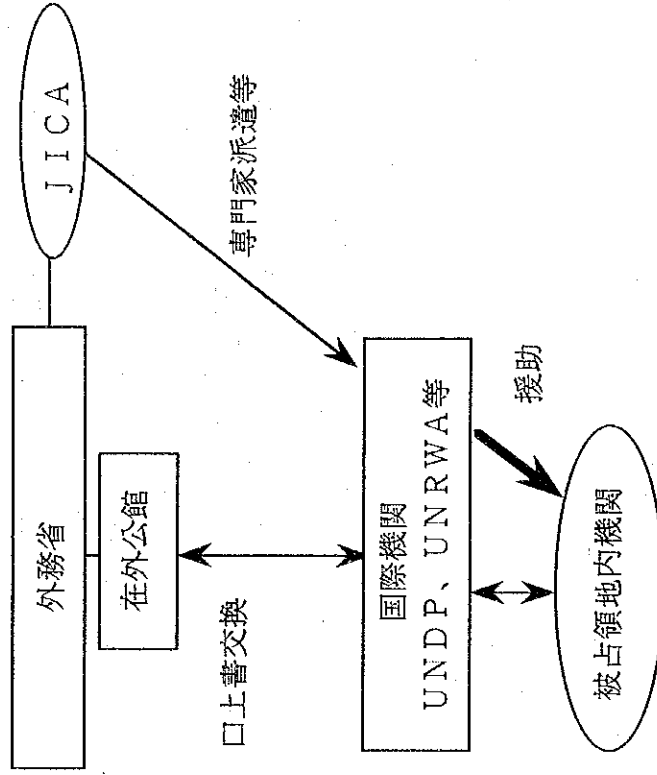
図4-1. 対パレスチナ援助の仕組み

1. 現状

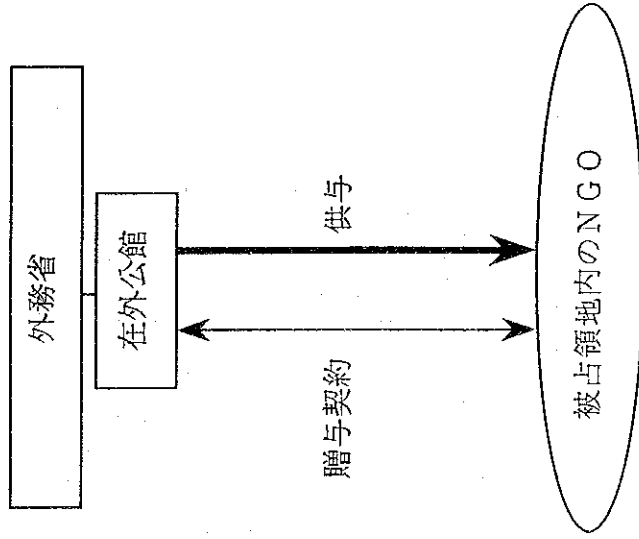
(1) 国際機関を通じた援助（緊急援助の場合を含む国際機関への拠出及び出資）



(2) 国際機関を通じた援助（技術協力）



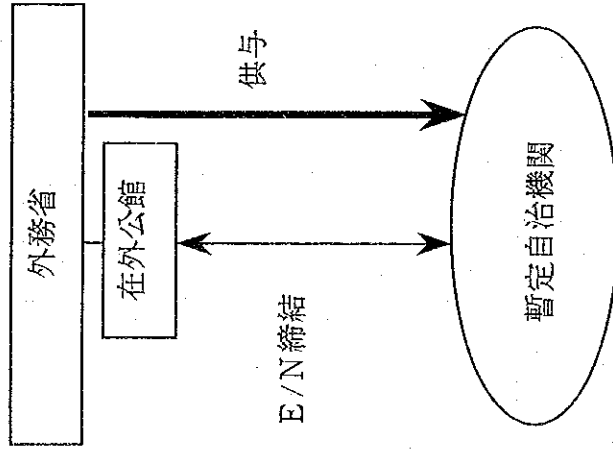
(3) 草の根無償資金協力（小規模無償資金協力）



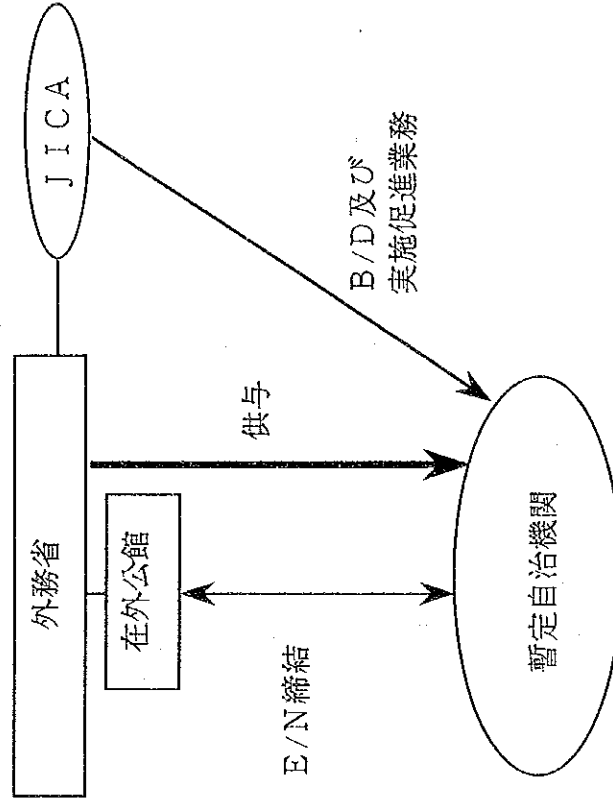
2. 望ましい仕組（暫定自治機関設立後のバイ援助）

（二国間援助実施の必要条件：暫定自治機関と国際約束が締結できること）

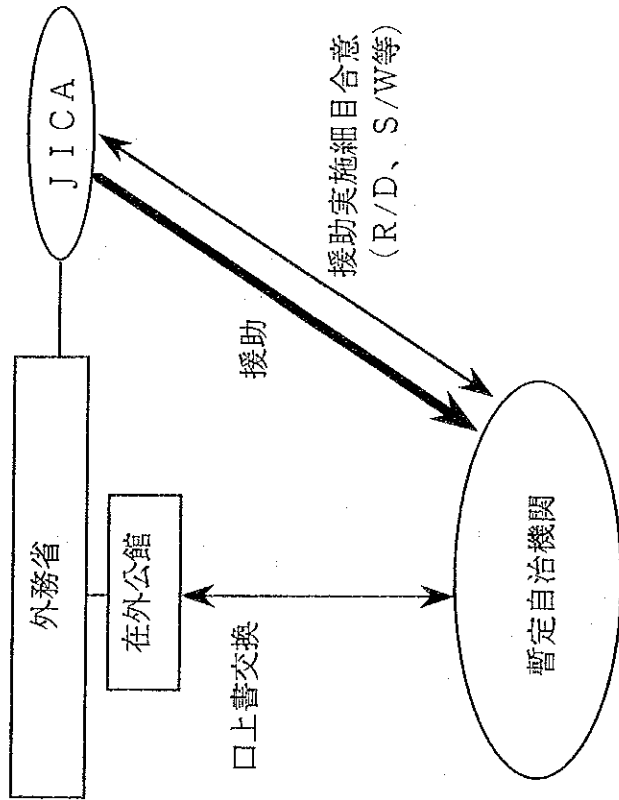
（1）無償資金協力（災害緊急援助）



（2）無償資金協力（一般無償援助、水産無償援助、食糧増産援助）



(3) 技術協力



(4) 有償資金協力

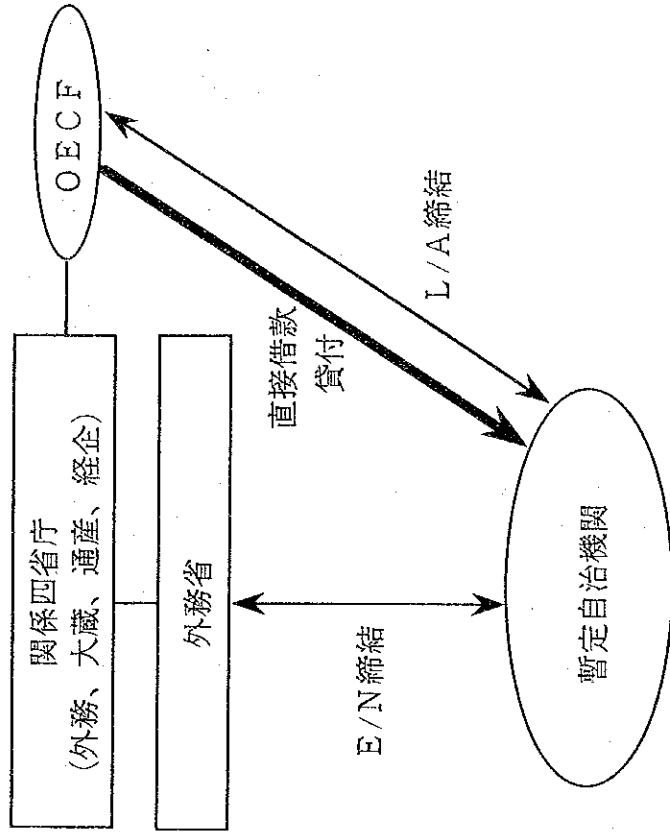


表 1 - 1. 西岸・ガザの主な社会・経済指標

年	1970	1980	1987	1991
人口 (千人)	980	1,181	1,434	1,682
GNP/人 (1991年、米ドル)	780	1,700	1,880	1,715
GDP/人 (1991年、米ドル)	670	1,310	1,280	1,275
イスラエルからの賃金所得 (GNPの%)	12	24	28	24
工業の占める割合 (GDPの%)	5	7	9	8
輸出 (GNPの%)	22	23	15	9
輸入 (GNPの%)	47	46	43	40
被占領地での雇用者数 (千人)	160	141	169	190
イスラエル国内での雇用者数 (千人)	21	75	109	97
初等教育就学者数 (千人)	179	259	295	321
中等教育就学者数 (千人)	26	53	56	70
医療ベッド数 (人口千人当り)	—	1.9	1.6	1.4
出生率 (人口千人当り)	42	48	48	51
一日のカロリー消費量 (一人当り)	2,300	2,650	2,750	2,800
平均寿命 (年)	56	61	65	66
乳児死亡率 (出生児千人当り)	95	65	50	42
電気普及率 (%)	30	66	75	85
上水道普及率 (%)	15	47	67	90
冷蔵庫普及率 (%)	11	57	71	85
電機洗濯機普及率 (%)	—	23	38	61
自動車普及率 (%)	2	—	—	16

(出所: The World Bank, Developing the Occupied Territories: An Investment in Peace, Volume I: Overview, 1993)

表 1 - 2. 主要国の対パレスチナ援助：プレッジ状況<sup>(1)</sup>

ドナー	拠出金額 (億ドル)	拠出期間 (年)
EU	6 <sup>(2)</sup>	5
米国	5	5
日本	2	2
ノルウェー	1.5	5
サウディ・アラビア	1	1

(注)

(1) 中東和平支援関係レベル会議 (93年10月1日開催) で発表されたもの。

(2) 5億ECUとして発表されたもの。

(出所：外務省)

表 1 - 3. 主要国の対パレスチナ技術支援のための世銀  
トラスト・ファンド<sup>(1)</sup> に対する拠出

ドナー	金額 (百万ドル) <sup>(2)</sup>
日本	5
米国	5
イタリア	3
ノルウェー	3
イスラエル	2.5
EU	2.4
英国	2
デンマーク	2
スイス	2

(注)

(1) パレスチナへの技術支援を目的として、世銀が93年10月19日に設立。世銀は同ファンドの目標総額を35百万ドルとしている。

(2) 93年10月現在のプレッジ額。各国による拠出プレッジの総額は約33百万ドル。

(出所：外務省)

表2-1. 対パレスチナ支援を巡る動向

年月	パレスチナ暫定自治 スケジュール	国際支援体制	世銀の対応	中東和平 プロセス	我が国の対応
93/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>イスラエル・PLO相互承認 (9/10)</li> <li>暫定自治原則宣言調印 (9/13)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>E.C.、5年間で6億ドル支援を決定 (9/12)</li> <li>中東和平支援閣僚レベル会議 (於：ワシントン、10/1)</li> <li>米、5年間で5億ドル支援を表明 (10/1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドナー・ミッション派遣 (10/11より4週間)</li> <li>対パ技術支援トラスト・ファンド (350万ドル規模) 設立 (10/19)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第11回二国間交渉 (8/31-9/14)</li> <li>イスラエル・ジョルダン交渉議題合意 (9/14)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年間で2億ドル支援を表明 (9/27)</li> </ul>
93/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定自治原則宣言発効 (10/13)</li> <li>イ・パ連絡委員会 (於：カイロ) 及びガザ・エリコ先行自治委員会 (於：タバ) 初会合 (10/13)</li> <li>パレスチナ開発復興経済委員会 (PECDAR) 設立 (10/31)</li> <li>イ・パ経済協力委員会初会合 (於：パリ、11/5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回アドホック連絡委員会 (AHLIC) (於：パリ、11/5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軍備管理WG (於：モスクワ、11/3-4)</li> <li>経済開発WG (於：コペンハーゲン、11/8-9)</li> <li>環境WG (於：カイロ、11/15-16)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多國間協議 (第4ラウンド)</li> <li>難民WG (於：テュニス、10/12-14)</li> <li>水資源WG (於：北京、10/26-28)</li> <li>軍備管理WG (於：モスクワ、11/3-4)</li> <li>経済開発WG (於：コペンハーゲン、11/8-9)</li> <li>環境WG (於：カイロ、11/15-16)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パ支援のためのフアクト・ファインディング・ミッション派遣 (10/31-11/11)</li> <li>世銀の対パ技術支援トラスト・ファンドへ50万ドル拠出を表明 (11/5)</li> </ul>
93/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ軍のガザ・エリコからの撤退に関する合意締結期限 (暫定自治原則宣言発効から2カ月以内、12/13) 右合意締結後に撤退開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回CG会合 (於：パリ、12/16)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営委員会 (於：東京、12/15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際機関経由の緊急援助 (約24.7百万ドル) 及びUNDP、P.H.基金への拠出 (20百万ドル) を発表 (12/15)</li> </ul>
94/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>イスラエル・PLO、安全保障問題合意に仮調印 (於：カイロ、2/9)</li> <li>イ軍のガザ・エリコからの撤退完了期限 (撤退調印から4カ月以内、4/13)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回AHLIC (於：パリ、94年第1四半期)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政経費支援会合 (於：パリ、1/27-28)</li> <li>第2回CG会合 (於：パリ、94年上半期)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第12回二国間交渉 (1/24-2/3)</li> <li>第13回二国間交渉 (2/15-24)</li> </ul>	
94/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>パ暫定自治開始 (暫定期間5年以内) (1)</li> <li>パ暫定自治評議会選挙実施期限 (暫定自治原則宣言発効から9カ月以内、7/13)</li> <li>パ暫定自治機構樹立</li> </ul>				
96/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>被占領地の恒久的地位に関する交渉開始 (イ軍のガザ・エリコ撤退から2年以内、4/13迄に)</li> </ul>				
99/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定期間終了、被占領地の恒久的地位確定 (4/13迄に)</li> </ul>				





(注)

(1) 暫定自治開始の時期については、図1-1. で示した通り、イスラエル軍のガザ・エリコからの撤退開始からとする解釈と撤退完了からとする解釈の二通りがある。既に撤退合意が遅れていることで、「イスラエル軍のガザ・エリコからの撤退完了期限」、「被占領地の恒久的地位に関する交渉開始」及び「被占領地の恒久的地位確定」について本表で示した期日はずれ込むが、これに加え、暫定自治開始の時期を撤退完了からとした場合、更に上記の三つの事項は遅延することとなる。

(出所：外務省等)

表 2 - 2. 我が国の対パレスチナ支援に係る対応  
(暫定自治原則宣言調印以降)

年月	我が国の支援、対応 (括弧内は月日)
93年9月	・対パレスチナ支援のため2年間で2億ドル拠出を表明 (9/27)
10月	・対パレスチナ支援のためのファクト・ファインディング・ミッション、 現地を調査 (10/31-11/11)
11月	
	・対パレスチナ技術支援のための世銀トラスト・ファンドに対し、500 万ドル拠出を表明 (11/5) <sup>(1)</sup>
12月	・国際機関経由の緊急援助 (2,470万ドル) 実施、及びUNDP日本・ パレスチナ開発基金への拠出 (2,000万ドル) を発表 (12/15) <sup>(2)</sup>

(注)

(1) 及び (2) 93年9月27日に表明された2億ドルからの実施分 (計4,970万ドル)。

(出所：外務省)

表 2 - 3. 我が国の対パレスチナ緊急援助 (計画) <sup>(1)</sup>

緊急援助の被供与機関	協力案件内容	金額 (万ドル)
UNRWA	ごみ処理、住宅建設等に係る設備・ 資材供与	1,650
WHO	医薬品及び医療設備、衛生等に係 る資材供与	540
パレスチナ赤新月社 <sup>(2)</sup>	ジェリコ病院に対する医療機材供 与	280
-----	-----	計 2,470

(注)

(1) 我が国発表は93年12月 (表2-2参照)。

(2) 日本赤十字を通じて拠出。

(出所：外務省)

表 2 - 4. 我が国の西岸・ガザに対する  
小規模無償資金協力実績<sup>(1)</sup>

案件名	被供与団体名	目的	供与限度額 (万円)
青少年職業訓練教材・ 補助教材作成計画	アラブ問題研究所	失業対策活動の促進	約 3 3 0
ガザ地区精神医療支援 計画	ガザ地区精神医療プログ ラム	精神医療サービスの 向上	約 3 3 0
女子視覚障害者学校支 援計画	視覚障害者友の会	視覚障害者教育及び 視覚障害者女子の生 活支援	約 3 6 0
ガザ聴覚障害児センタ ー支援計画	アトファルナ聴覚障害児 センター	聴覚障害児教育の拡 充	約 4 9 0
環境汚染防止支援計画	環境保護・調査研究所	農薬汚染状況及び環 境保護のための研 究・調査支援	約 6 6 0
対パレスチナ青少年人 権教育支援計画	パレスチナ人権情報セン ター	人権思想の普及	約 5 6 0
			計約 2,730

(注)

(1) 現地NGO等に対する小規模無償資金協力は、通称として草の根無償資金協力とも呼ばれる。西岸・ガザにおける小規模無償資金協力は在イスラエル日本大使館を通じて実施されているが、その導入は93年3月に決定されている。上記案件は93年度中にG/C (Grant Contract: 贈与契約) が締結されたもの。

(出所：外務省)

表 2 - 5. 我が国の UNRWA に対する  
最近の拠出実績 (1)

年度	88	89	90	91	92	93
現金拠出 <sup>(2)</sup>	1,697	1,000	2,000 <sup>(4)</sup>	1,000	1,100	1,200
食糧援助 <sup>(3)</sup> 及び緊急食糧援助	593	822	739	775	698	819
計	2,290	1,822	2,739	1,775	1,798	2,019

(注)

- (1) 単位は全て、万ドル。  
 (2) 現金拠出は 53 年度より実施。  
 (3) 食糧援助は 70 年度より実施。  
 (4) 1,000 万ドルの緊急援助を含む。

(出所：外務省、外務省経済協力局編「我が国の政府開発援助（国別援助）」1993年

表 2 - 6. JICA による UNRWA 及び UNDP を  
通じたパレスチナ人研修員受け入れ実績 (1) (2)

年度	85	86	87	88	89	90	91	92	93	計
UNRWA を 通じた研修員 (人)	5	15	15	12	16	2	20	16	10 <sup>(3)</sup>	111
UNDP を 通じた研修員 (人)	—	—	—	—	—	—	—	9 <sup>(4)</sup>	12 <sup>(5)</sup>	21

(注)

- (1) UNRWA を通じた研修員受け入れは 85 年度より実施。主な研修分野は職業訓練（電気・電子技術、自動車整備技術、溶接技術等）、測量技術、コンピューター関係、製図、冷蔵・空調技術等。パレスチナ難民の学生が主たる参加者。  
 (2) UNDP を通じた研修員受け入れは 92 年度より実施。研修対象は、将来のパレスチナ暫定自治において中心的役割りを担うものと期待される西岸・ガザ在住のパレスチナ人。  
 (3) 93 年度は予定人数。  
 (4) 研修内容は、地方自治行政（我が国の環境、保健・衛生、産業振興等を中心とした地方自治・行政の紹介、及び関係者との意見交換、関連施設の視察等を含む）。  
 (5) 研修内容は、地方自治行政（我が国の環境保全、廃棄物処理、保健衛生、財政、商工、道路、教育、警察、病院等の地方自治・行政の紹介、及び関係者との意見交換、関連施設の視察等を含む）。

(出所：JICA)

表2-7. JICAによるUNRWAへの  
専門家派遣実績<sup>(1)</sup>

年度	86	87	88	89	90	91	92	93	累計
UNRWAワディ・シール 職業訓練所 <sup>(2)</sup> (人)	3	-	-	1	-	1	1	-	6
UNRWAダマスкас 職業訓練所 <sup>(3)</sup> (人)	-	-	-	-	-	-	1	-	1

(注)

(1) パレスチナ難民学生の職業訓練支援のため86年度より実施。表の人数は、新規派遣者を示す。通常、派遣期間は2、3年であるが、本件においては過去に5年間という例がある。また、本件に関連し、ワディ・シール訓練所に対して単独機材供与を実施している（職業訓練用機材の供与。86年度実施以来、累計で108,112千円）。

(2) ジョルダンに所在。専門家の指導科目は、建設機械整備、自動車整備、電子機器、木工。

(3) シリアに所在。専門家の指導科目は、建設機械。

(出所：JICA)

表2-8. 我が国のUNDP日本・パレスチナ  
開発基金<sup>(1)</sup>への拠出実績

年度	88	89	90	91	92	93 <sup>(2)</sup>
拠出金 (万ドル)	100	200	205	205	250	2,250

(注)

(1) 88年度設立。被占領地の経済・社会開発に係る援助のための基金。

(2) 93年度は、2,000万ドルの追加拠出を含む。

(出所：外務省)

## 資料 1 . 暫定自治取極めに関する原則宣言 (全文)

### **Declaration of Principles on Interim Self-Government Arrangements**

The Government of the State of Israel and the P.L.O. team (in the Jordanian-Palestinian delegation to the Middle East Peace Conference) (the "Palestinian Delegation"), representing the Palestinian people, agree that it is time to put an end to decades of confrontation and conflict, recognize their mutual legitimate and political rights, and strive to live in peaceful coexistence and mutual dignity and security and achieve a just, lasting and comprehensive peace settlement and historic reconciliation through the agreed political process. Accordingly, the two sides agree to the following principles:

#### **Article I**

##### **AIM OF THE NEGOTIATIONS**

The aim of the Israeli-Palestinian negotiations within the current Middle East peace process is, among other things, to establish a Palestinian Interim Self-Government Authority, the elected Council (the "Council"), for the Palestinian people in the West Bank and the Gaza Strip, for a transitional period not exceeding five years, leading to a permanent settlement based on Security Council Resolutions 242 and 338.

It is understood that the interim arrangements are an integral part of the whole peace process and that the negotiations on the permanent status will lead to the implementation of Security Council Resolutions 242 and 338.

#### **Article II**

##### **FRAMEWORK FOR THE INTERIM PERIOD**

The agreed framework for the interim period is set forth in this Declaration of Principles.

#### **Article III**

##### **ELECTIONS**

1. In order that the Palestinian people in the West Bank and Gaza Strip may govern themselves according to democratic principles, direct, free and general political elections will be held for the Council under agreed supervision and international observation, while the Palestinian police will ensure public order.

2. An agreement will be concluded on the exact mode and conditions of the elections in accordance with the protocol attached as Annex I, with the goal of holding the elections not later than nine months after the entry into force of this Declaration of Principles.

3. These elections will constitute a significant interim preparatory step toward the realization of the legitimate rights of the Palestinian people and their just requirements.

#### **Article IV**

#### **JURISDICTION**

Jurisdiction of the Council will cover West Bank and Gaza Strip territory, except for issues that will be negotiated in the permanent status negotiations. The two sides view the West Bank and the Gaza Strip as a single territorial unit, whose integrity will be preserved during the interim period.

#### **Article V**

#### **TRANSITIONAL PERIOD AND PERMANENT STATUS NEGOTIATIONS**

1. The five-year transitional period will begin upon the withdrawal from the Gaza Strip and Jericho area.
2. Permanent status negotiations will commence as soon as possible, but not later than the beginning of the third year of the interim period, between the Government of Israel and the Palestinian people's representatives.
3. It is understood that these negotiations shall cover remaining issues including: Jerusalem, refugees, settlements, security arrangements, borders, relations and cooperation with other neighbors, and other issues of common interest.
4. The two parties agree that the outcome of the permanent status negotiations should not be prejudiced or preempted by agreements reached for the interim period.

#### **Article VI**

#### **PREPARATORY TRANSFER OF POWERS AND RESPONSIBILITIES**

1. Upon the entry into force of this Declaration of Principles and the withdrawal from the Gaza Strip and the Jericho area, a transfer of authority from the Israeli military government and its Civil Administration to the authorized Palestinians for this task, as detailed herein, will commence. This transfer of authority will be of a preparatory nature until the inauguration of the Council.
2. Immediately after the entry into force of this Declaration of Principles and the withdrawal from the Gaza Strip and Jericho area, with the view to promoting economic development in the West Bank and Gaza Strip, authority will be transferred to the Palestinians on the following spheres: education and culture, health, social welfare, direct taxation, and tourism. The Palestinian side will commence in building the Palestinian police force, as agreed upon. Pending the inauguration of the Council, the two parties may negotiate the transfer of additional powers and responsibilities, as agreed upon.

#### **Article VII**

#### **INTERIM AGREEMENT**

1. The Israeli and Palestinian delegations will negotiate an agreement on the interim period (the "Interim Agreement").
2. The Interim Agreement shall specify, among other things, the structure of the Council, the number of its members, and the transfer of powers and responsibilities from the Israeli military government and



its Civil Administration to the Council. The Interim Agreement shall also specify the Council's executive authority, legislative authority in accordance with Article IX below, and the independent Palestinian judicial organs.

3. The Interim Agreement shall include arrangements, to be implemented upon the inauguration of the Council, for the assumption by the Council of all of the powers and responsibilities transferred previously in accordance with Article VI above.

4. In order to enable the Council to promote economic growth, upon its inauguration, the Council will establish, among other things, a Palestinian Electricity Authority, a Gaza Sea Port Authority, a Palestinian Development Bank, a Palestinian Export Promotion Board, a Palestinian Environmental Authority, a Palestinian Land Authority and a Palestinian Water Administration Authority, and any other Authorities agreed upon, in accordance with the Interim Agreement that will specify their powers and responsibilities.

5. After the inauguration of the Council, the Civil Administration will be dissolved, and the Israel military government will be withdrawn.

## **Article VIII**

### **PUBLIC ORDER AND SECURITY**

In order to guarantee public order and internal security for the Palestinians of the West Bank and the Gaza Strip, the Council will establish a strong police force, while Israel will continue to carry the responsibility for defending against external threats, as well as the responsibility for overall security of Israelis for the purpose of safeguarding their internal security and public order.

## **Article IX**

### **LAWS AND MILITARY ORDERS**

1. The Council will be empowered to legislate, in accordance with the Interim Agreement, within all authorities transferred to it.

2. Both parties will review jointly laws and military orders presently in force in remaining spheres.

## **Article X**

### **JOINT ISRAELI-PALESTINIAN LIAISON COMMITTEE**

In order to provide for a smooth implementation of this Declaration of Principles and any subsequent agreements pertaining to the interim period, upon the entry into force of this Declaration of Principles, a Joint Israeli-Palestinian Liaison Committee will be established in order to deal with issues requiring coordination, other issues of common interest, and disputes.

## **Article XI**

### **ISRAELI-PALESTINIAN COOPERATION IN ECONOMIC FIELDS**

Recognizing the mutual benefit of cooperation in promoting the development of the West Bank, the Gaza Strip and Israel, upon the entry into force of this Declaration of Principles, an Israeli-Palestinian Economic Cooperation Committee will be established in order to develop and implement in a cooperative manner the programs identified in the protocols attached as Annex III and Annex IV.

## **Article XII**

### **LIAISON AND COOPERATION WITH JORDAN AND EGYPT**

The two parties will invite the Governments of Jordan and Egypt to participate in establishing further liaison and cooperation arrangements between the Government of Israel and the Palestinian representatives, on the one hand, and the Governments of Jordan and Egypt, on the other hand, to promote cooperation between them. These arrangements will include the constitution of a Continuing Committee that will decide by agreement on the modalities of admission of persons displaced from the West Bank and Gaza Strip in 1967, together with necessary measures to prevent disruption and disorder. Other matters of common concern will be dealt with by this Committee.

## **Article XIII**

### **REDEPLOYMENT OF ISRAELI FORCES**

1. After the entry into force of this Declaration of Principles, and not later than the eve of elections for the Council, a redeployment of Israeli military forces in the West Bank and the Gaza Strip will take place, in addition to withdrawal of Israeli forces carried out in accordance with Article XIV.
2. In redeploying its military forces, Israel will be guided by the principle that its military forces should be redeployed outside populated areas.
3. Further redeployments to specified locations will be gradually implemented commensurate with the assumption of responsibility for public order and internal security by the Palestinian police force pursuant to Article VIII above.

## **Article XIV**

### **ISRAELI WITHDRAWAL FROM THE GAZA STRIP AND JERICHO AREA**

Israel will withdraw from the Gaza Strip and Jericho area, as detailed in the protocol attached as Annex II.

## **Article XV**

### **RESOLUTION OF DISPUTES**

1. Disputes arising out of the application or interpretation of this Declaration of Principles, or any subsequent agreements pertaining to the interim period, shall be resolved by negotiations through the Joint Liaison Committee to be established pursuant to Article X above.
2. Disputes which cannot be settled by negotiations may be resolved by a mechanism of conciliation to be agreed upon by the parties.
3. The parties may agree to submit to arbitration disputes relating to the interim period, which cannot be settled through conciliation. To this end, upon the agreement of both parties, the parties will establish an Arbitration Committee.

**Article XVI**

**ISRAELI-PALESTINIAN COOPERATION CONCERNING REGIONAL PROGRAMS**

Both parties view the multilateral working groups as an appropriate instrument for promoting a "Marshall Plan", the regional programs and other programs, including special programs for the West Bank and Gaza Strip, as indicated in the protocol attached as Annex IV.

**Article XVII**

**MISCELLANEOUS PROVISIONS**

1. This Declaration of Principles will enter into force one month after its signing.
2. All protocols annexed to this Declaration of Principles and Agreed Minutes pertaining thereto shall be regarded as an integral part hereof.

Done at Washington, D.C., this thirteenth day of September, 1993.

For the Government of Israel

For the P.L.O.

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

Witnessed By:

The United States of America

The Russian Federation

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## **ANNEX I**

### **PROTOCOL ON THE MODE AND CONDITIONS OF ELECTIONS**

1. Palestinians of Jerusalem who live there will have the right to participate in the election process, according to an agreement between the two sides.
2. In addition, the election agreement should cover, among other things, the following issues:
  - a. the system of elections;
  - b. the mode of the agreed supervision and international observation and their personal composition; and
  - c. rules and regulations regarding election campaign, including agreed arrangements for the organizing of mass media, and the possibility of licensing a broadcasting and TV station.
3. The future status of displaced Palestinians who were registered on 4th June 1967 will not be prejudiced because they are unable to participate in the election process due to practical reasons.

## **ANNEX II**

### **PROTOCOL ON WITHDRAWAL OF ISRAELI FORCES FROM THE GAZA STRIP AND JERICHO AREA**

1. The two sides will conclude and sign within two months from the date of entry into force of this Declaration of Principles, an agreement on the withdrawal of Israeli military forces from the Gaza Strip and Jericho area. This agreement will include comprehensive arrangements to apply in the Gaza Strip and the Jericho area subsequent to the Israeli withdrawal.
2. Israel will implement an accelerated and scheduled withdrawal of Israeli military forces from the Gaza Strip and Jericho area, beginning immediately with the signing of the agreement on the Gaza Strip and Jericho area and to be completed within a period not exceeding four months after the signing of this agreement.
3. The above agreement will include, among other things:
  - a. Arrangements for a smooth and peaceful transfer of authority from the Israeli military government and its Civil Administration to the Palestinian representatives.
  - b. Structure, powers and responsibilities of the Palestinian authority in these areas, except: external security, settlements, Israelis, foreign relations, and other mutually agreed matters.
  - c. Arrangements for the assumption of internal security and public order by the Palestinian police force consisting of police officers recruited locally and from abroad (holding Jordanian passports and Palestinian documents issued by Egypt). Those who will participate in the Palestinian police force coming from abroad should be trained as police and police officers.
  - d. A temporary international or foreign presence, as agreed upon.
  - e. Establishment of a joint Palestinian-Israeli Coordination and Cooperation Committee for mutual security purposes.
  - f. An economic development and stabilization program, including the establishment of an Emergency Fund, to encourage foreign investment, and financial and economic support. Both sides will coordinate and cooperate jointly and unilaterally with regional and international parties to support these aims.

g. Arrangements for a safe passage for persons and transportation between the Gaza Strip and Jericho area.

4. The above agreement will include arrangements for coordination between both parties regarding passages:

a. Gaza - Egypt; and

b. Jericho - Jordan.

5. The offices responsible for carrying out the powers and responsibilities of the Palestinian authority under this Annex II and Article VI of the Declaration of Principles will be located in the Gaza Strip and in the Jericho area pending the inauguration of the Council.

6. Other than these agreed arrangements, the status of the Gaza Strip and Jericho area will continue to be an integral part of the West Bank and Gaza Strip, and will not be changed in the interim period.

### **ANNEX III**

#### **PROTOCOL ON ISRAELI-PALESTINIAN COOPERATION IN ECONOMIC AND DEVELOPMENT PROGRAMS**

The two sides agree to establish an Israeli-Palestinian Continuing Committee for Economic Cooperation, focusing, among other things on the following:

1. Cooperation in the field of water, including a Water Development Program prepared by experts from both sides, which will also specify the mode of cooperation in the management of water resources in the West Bank and Gaza Strip, and will include proposals for studies and plans on water rights of each party, as well as on the equitable utilization of joint water resources for implementation in and beyond the interim period.

2. Cooperation in the field of electricity, including an Electricity Development Program, which will also specify the mode of cooperation for the production, maintenance, purchase and sale of electricity resources.

3. Cooperation in the field of energy, including an Energy Development Program, which will provide for the exploitation of oil and gas for industrial purposes, particularly in the Gaza Strip and in the Negev, and will encourage further joint exploitation of other energy resources. This Program may also provide for the construction of a Petrochemical industrial complex in the Gaza Strip and the construction of oil and gas pipelines.

4. Cooperation in the field of finance, including a Financial Development and Action Program for the encouragement of international investment in the West Bank and the Gaza Strip, and in Israel, as well as the establishment of a Palestinian Development Bank.

5. Cooperation in the field of transport and communications, including a Program, which will define guidelines for the establishment of a Gaza Sea Port Area, and will provide for the establishing of transport and communications lines to and from the West Bank and the Gaza Strip to Israel and to other countries. In addition, this Program will provide for carrying out the necessary construction of roads, railways, communications lines, etc.

6. Cooperation in the field of trade, including studies, and Trade Promotion Programs, which will encourage local, regional and inter-regional trade, as well as a feasibility study of creating free trade zones in the Gaza Strip and in Israel, mutual access to these zones, and cooperation in other areas related to trade and commerce.

7. Cooperation in the field of industry, including Industrial Development Programs, which will provide for the establishment of joint Israeli-Palestinian Industrial Research and Development Centers, will

promote Palestinian-Israeli joint ventures, and provide guidelines for cooperation in the textile, food, pharmaceutical, electronics, diamonds, computer and science-based industries.

8. A program for cooperation in, and regulation of, labor relations and cooperation in social welfare issues.

9. A Human Resources Development and Cooperation Plan, providing for joint Israeli-Palestinian workshops and seminars, and for the establishment of joint vocational training centers, research institutes and data banks.

10. An Environmental Protection Plan, providing for joint and/or coordinated measures in this sphere.

11. A program for developing coordination and cooperation in the field of communication and media.

12. Any other programs of mutual interest.

## **ANNEX IV**

### **PROTOCOL ON ISRAELI-PALESTINIAN COOPERATION CONCERNING REGIONAL DEVELOPMENT PROGRAMS**

1. The two sides will cooperate in the context of the multilateral peace efforts in promoting a Development Program for the region, including the West Bank and the Gaza Strip, to be initiated by the G-7. The parties will request the G-7 to seek the participation in this program of other interested states, such as members of the Organisation for Economic Cooperation and Development, regional Arab states and institutions, as well as members of the private sector.

2. The Development Program will consist of two elements:

- a) An Economic Development Program for the West Bank and the Gaza Strip.
- b) A Regional Economic Development Program.

A. The Economic Development Program for the West Bank and the Gaza strip will consist of the following elements:

- (1) A Social Rehabilitation Program, including a Housing and Construction Program.
- (2) A Small and Medium Business Development Plan.
- (3) An Infrastructure Development Program (water, electricity, transportation and communications, etc.)
- (4) A Human Resources Plan.
- (5) Other programs.

B. The Regional Economic Development Program may consist of the following elements:

- (1) The establishment of a Middle East Development Fund, as a first step, and a Middle East Development Bank, as a second step.
- (2) The development of a joint Israeli-Palestinian-Jordanian Plan for coordinated exploitation of the Dead Sea area.
- (3) The Mediterranean Sea (Gaza) - Dead Sea Canal.
- (4) Regional Desalinization and other water development projects.

(5) A regional plan for agricultural development, including a coordinated regional effort for the prevention of desertification.

(6) Interconnection of electricity grids.

(7) Regional cooperation for the transfer, distribution and industrial exploitation of gas, oil and other energy resources.

(8) A Regional Tourism, Transportation and Telecommunications Development Plan.

(9) Regional cooperation in other spheres.

3. The two sides will encourage the multilateral working groups, and will coordinate towards their success. The two parties will encourage intersessional activities, as well as pre-feasibility and feasibility studies, within the various multilateral working groups.

## **Agreed Minutes to the Declaration of Principles on Interim Self-Government Arrangements**

Any powers and responsibilities transferred to the Palestinians pursuant to the Declaration of Principles prior to the inauguration of the Council will be subject to the same principles pertaining to Article IV, as set out in these Agreed Minutes below.

### **B. SPECIFIC UNDERSTANDINGS AND AGREEMENTS**

#### **Article IV**

It is understood that:

1. Jurisdiction of the Council will cover West Bank and Gaza Strip territory, except for issues that will be negotiated in the permanent status negotiations: Jerusalem, settlements, military locations, and Israelis.
2. The Council's jurisdiction will apply with regard to the agreed powers, responsibilities, spheres and authorities transferred to it.

#### **Article VI(2)**

It is agreed that the transfer of authority will be as follows:

- (1) The Palestinian side will inform the Israeli side of the names of the authorised Palestinians who will assume the powers, authorities and responsibilities that will be transferred to the Palestinians according to the Declaration of Principles in the following fields: education and culture, health, social welfare, direct taxation, tourism, and any other authorities agreed upon.
- (2) It is understood that the rights and obligations of these offices will not be affected.
- (3) Each of the spheres described above will continue to enjoy existing budgetary allocations in accordance with arrangements to be mutually agreed upon. These arrangements also will provide for the necessary adjustments required in order to take into account the taxes collected by the direct taxation office.
- (4) Upon the execution of the Declaration of Principles, the Israeli and Palestinian delegations will immediately commence negotiations on a detailed plan for the transfer of authority on the above offices in accordance with the above understandings.

#### **Article VII(2)**

The Interim Agreement will also include arrangements for coordination and cooperation.

#### **Article VII(5)**

The withdrawal of the military government will not prevent Israel from exercising the powers and responsibilities not transferred to the Council.

#### **Article VIII**

It is understood that the Interim Agreement will include arrangements for cooperation and coordination



between the two parties in this regard. It is also agreed that the transfer of powers and responsibilities to the Palestinian police will be accomplished in a phased manner, as agreed in the Interim Agreement.

#### **Article X**

It is agreed that, upon the entry into force of the Declaration of Principles, the Israeli and Palestinian delegations will exchange the names of the individuals designated by them as members of the Joint Israeli-Palestinian Liaison Committee.

It is further agreed that each side will have an equal number of members in the Joint Committee. The Joint Committee will reach decisions by agreement. The Joint Committee may add other technicians and experts, as necessary. The Joint Committee will decide on the frequency and place or places of its meetings.

#### **ANNEX II**

It is understood that, subsequent to the Israeli withdrawal, Israel will continue to be responsible for external security, and for internal security and public order of settlements and Israelis. Israeli military forces and civilians may continue to use roads freely within the Gaza Strip and the Jericho area.

Done at Washington, D.C., this thirteenth day of September, 1993.

For the Government of Israel

For the P.L.O.

-----  
-----

-----

Witnessed By:

-----  
The United States of America

-----  
The Russian Federation

# 暫定自治取極めに関する原則宣言（仮訳）

イスラエル国政府とパレスチナ人を代表する（中東和平会議のジョルダン・パレスチナ代表の）PLO代表団（「パレスチナ代表団」）は、数十年にわたる対立と抗争を終結させる時期が到来したことに合意し、相互の正当かつ政治的な権利を承認し、更に、合意に基づく政治的なプロセスを通じて、平和的共存並びに相互の尊厳及び安全の下での生活できるよう、また公正で恒久的かつ包括的な平和解決と歴史的和解を達成するよう努力する。従って、両者は以下の諸原則について合意する。

## 第1条 交渉の目的

現行の中東和平プロセスにおけるイスラエル・パレスチナ間交渉の目的は、就中、5年を越えない暫定期間に、西岸及びガザ地区のパレスチナ人のために、パレスチナ暫定自治機関、即ち選出された評議会（以下、「評議会」）を設置し、安全保障理事会決議242及び338に基づく恒久的解決に至ることにある。

暫定自治取極めは和平プロセス全体と不可分一体を成し、かつ、恒久的地位に関する交渉は安全保障理事会決議242及び338の実現をもたらすことになるものと理解する。

## 第2条 暫定期間の枠組み

暫定期間に関して合意された枠組みは、本原則宣言に規定する。

## 第3条 選挙

1. 西岸及びガザ地区のパレスチナ人が民主的な諸原則に従って自治を行ない得るよう、パレスチナ警察が公的秩序を確保しつつ、合意された管理と国際的監視の下で、評議会の直接的かつ自由な政治的総選挙を実施する。
2. 本原則宣言の発効後9カ月を越えない期間内に選挙を実施することを目標とし、付属書Iとして付随する議定書に基づいて選挙の正確な形態と諸条件に関する合意を締結する。
3. 上記の選挙は、パレスチナ人の正当な諸権利と公正なる要求の実現のための重要な暫定的準備段階となる。

## 第4条 管轄権

評議会の管轄権は、恒久的地位に関する交渉において協議される諸問題を除き、西岸及びガザ地区の両地域に及ぶものとする。両当事者は、西岸及びガザ地区は単一の領域的単位であると見なし、その保全は暫定期間を通じて維持される。

## 第5条 暫定期間及び恒久的地位に関する交渉

1. 5年の暫定期間は、ガザ地区及びエリコ地域からの撤退をもって開始する。

2. 恒久的地位に関する交渉は、イスラエル政府とパレスチナ人の代表によって、暫定期間の3年目が始まる迄に可及的速やかに開始されるものとする。

3. 恒久的地位に関する交渉は、エルサレム、難民、入植地、安全保障取極め、国境、他の近隣諸国との関係と協力、及びその他の共通の関心事項を含む残された諸問題を扱うものと理解する。

4. 両当事者は、恒久的地位交渉の結果が暫定期間のための合意によって予断もしくは先取りされないことに合意する。

#### 第6条 権能及び責任の予備的移譲

1. 本原則宣言の発効とガザ地区及びエリコ地域からの撤退をもって、本規定に詳述する通り、イスラエル軍政府及び民政府から権限あるパレスチナ人当局者への権限移譲が開始される。この権限移譲は、評議会の発足までの予備的性格のものとする。

2. 本原則宣言の発効及びガザ地区及びエリコ地域からの撤退の後直ちに、西岸及びガザ地区の経済開発を促進するとの観点から、次の分野、即ち教育・文化、保健、社会福祉、直接税、及び観光に関する権限がパレスチナ人側に移譲されるものとする。パレスチナ人側は合意の通り、パレスチナ警察を創設する。評議会の発足までの間、両当事者は合意の通り、追加的権能及び責任の移譲について交渉することができる。

#### 第7条 暫定合意

1. イスラエル及びパレスチナの両代表は、暫定期間に関する合意（以下、「暫定合意」）について交渉する。

2. 暫定合意は、就中、評議会の構成、評議員の人数、及びイスラエルの軍政府と民政府が有する権能及び責任の評議会への移譲について定める。また暫定合意は、評議会の執行権及び下記第9条に基づく立法権並びに独立したパレスチナ司法機関についても定めるものとする。

3. 暫定合意は、上記第6条に従って事前に移譲される権能及び責任の全てを評議会が継承するための取極めが含まれるものとし、同取極めは評議会の発足に伴い実施される。

4. 評議会は、その発足に伴い、自ら経済成長を促進することができるように、就中、パレスチナ電力局、ガザ港湾局、パレスチナ開発銀行、パレスチナ輸出振興委員会、パレスチナ環境局、パレスチナ国土局、パレスチナ水管理局及びその他の合意された諸機関を、それらの権能及び責任を規定する暫定合意に従って設置する。

5. 評議会の発足後、民政府は解散し、イスラエル軍政府は撤退する。

#### 第8条 公的秩序及び安全

西岸及びガザ地区のパレスチナ人の公的秩序と両地域内での安全を確保するために、評議会は

強力な警察を創設する。一方、イスラエルは、外部からの脅威に対する防衛の責任と、イスラエル国民の国内での安全と公的秩序を守るために全体的な治安の責任を引き続き有する。

## 第9条 法律及び軍令

1. 評議会は、暫定合意に従って、そこに移譲された全ての権限の範囲内で立法権を有する。
2. その他の分野における現行の法律及び軍令については、両当事者が共同で見直しを図る。

## 第10条 イスラエル・パレスチナ合同連絡委員会

本原則宣言及び暫定期間に関するその後の合意の履行を円滑にするために、本原則宣言の発効とともに、調整を必要とする諸問題、その他の共通の関心事項、及び係争を取り扱うためのイスラエル・パレスチナ合同連絡委員会を設置する。

## 第11条 経済分野におけるイスラエル・パレスチナ間協力

西岸、ガザ地区及びイスラエルの開発促進のための協力が相互の利益となることを認識し、本原則宣言の発効とともに、付属書III及びIVとして付随する議定書に確認された諸計画を、協力して展開、実施するためのイスラエル・パレスチナ経済協力委員会を設置する。

## 第12条 ジョルダン及びエジプトとの連絡及び協力

両当事者は、イスラエル政府とパレスチナ人代表を一方とし、ジョルダンとエジプトの両政府を他方として、両者間の協力を促進するための更なる連絡及び協力のための取極めに参加するようジョルダン及びエジプト両政府を招請する。これらの取極めには、1967年に西岸及びガザ地区から追放された人々の帰還方法に関して合意により決定を下す継続委員会の設置と、混乱及び無秩序を回避するための必要な措置が含まれるものとする。同委員会は、その他の共通関心事項も取り扱う。

## 第13条 イスラエル軍の再配置

1. 第14条に従って実施されるイスラエル軍の撤退に加えて、本原則宣言の発効後、評議会選挙の直前までに、西岸及びガザ地区においてイスラエル軍の再配置がなされる。
2. 軍の再配置に際して、イスラエルはその軍が居住地域外に配置されるとの原則に従う。
3. 特定地区に対するそれ以上の配置は、上記第8条に基づくパレスチナ警察による公的秩序と当該地域内部の安全の責任の負担に応じて徐々に実施する。

## 第14条 イスラエルのガザ地区及びエリコ地域からの撤退

付属書IIとして付随する議定書に詳述する通り、イスラエルはガザ地区及びエリコ地域から撤退する。

## 第15条 係争の解決

1. 本原則宣言または暫定期間に関するその後の合意について、その適用や解釈から生ずる係争は、上記第10条に従って設置される合同連絡委員会を通じて交渉により解決されるものとする。
2. 交渉により解決することのできない係争は、両当事者によって合意される調停機構により解決することができる。
3. 両当事者は、調停を通じて解決できない暫定期間に関する紛争を仲裁に委ねることに合意することができる。この目的のために、両当事者は双方の合意に基づき仲裁委員会を設置する。

## 第16条 地域計画に関するイスラエル・パレスチナ間協力

両当事者は、付属書IVとして付随する議定書に示す通り、「マーシャル・プラン」、即ち、西岸及びガザ地区のための特別計画を含む地域計画及びその他の計画を促進するためには、多国間協議の作業部会が適当な機関であると考えている。

## 第17条 雑則

1. 本原則宣言は、その署名から1ヶ月後に発効する。
2. 本原則宣言に付属する全ての議定書及びそれに関する合意議事録は、本宣言と不可分一体を成すものと見なす。

1993年9月13日、ワシントンDC.にて作成。

イスラエル政府代表

PLO代表

副署：

アメリカ合衆国

ロシア連邦

## 付属書 I 選挙の形態及び諸条件に関する議定書

1. エルサレムに在住するパレスチナ人は、両当事者間の合意に基づいて、選挙の過程に参加する権利を有する。
2. 更に、同選挙合意は、就中、以下の事項を含むものとする。
  - a. 選挙の仕組み
  - b. 合意される選挙管理及び国際的監視の形態とそれらの要員構成。
  - c. 選挙運動に関する諸規則及び規制。これにはマス・メディアの編制及び放送とテレビ局の許認可の可能性に関する合意も含まれる。
3. 1967年6月4日に登録されていた追放されたパレスチナ人の将来的地位は、かかる人々が実際のな事情で選挙過程に参加することができないことを理由として損なわれることはない。

## 付属書 I I ガザ地区及びエリコ地域からのイスラエル軍の撤退に関する議定書

1. 両当事者は、本原則宣言の発効の日より2カ月以内に、ガザ地区及びエリコ地域からのイスラエル軍の撤退に関する合意に締結し、かつこれに署名する。この合意は、イスラエル軍の撤退以後のガザ地区及びエリコ地域に適用する包括的な取極めを含むものとする。
2. イスラエルは、ガザ地区及びエリコ地域からのイスラエル軍の撤退を迅速かつ予定通りに実施する。撤退はガザ地区及びエリコ地域に関する合意への署名後直ちに開始し、かつ、同合意の署名後4カ月を越えない期間内に完了する。
3. 上記の合意には、就中、以下のものが含まれるものとする。
  - a. イスラエル軍政府及び民政府からパレスチナ人代表への権限の円滑かつ平和的な移譲に関する取極め。
  - b. 対外的安全保障、入植地、イスラエル人、外交関係、及びその他の相互の合意事項を除く、これら地域におけるパレスチナ人当局の構造、権能及び責任。
  - c. 現地及び海外から採用される（ジョルダン旅券及びエジプトにより発給されるパレスチナ人証書を保持する）警察官から成るパレスチナ警察による治安及び公的秩序維持に関する取極め。海外から採用されてパレスチナ警察に参加する者は、警察及び警察官として訓練されねばならない。
  - d. 合意に基づく、国際組織または外国組織の一時的駐留。
  - e. 相互安全保障を目的とするパレスチナ・イスラエル合同調整・協力委員会の設置。

f. 海外からの投資及び財政的・経済的援助を奨励するための緊急基金の設立を含む、経済開発及び安定化計画。両当事者は、合同及び単独で、これらの目的を支援する地域的及び国際的な関係者と調整・協力する。

g. ガザ地区とエリコ地域間の、人の安全な通行及び安全な輸送に関する取極め。

4. 上記の合意には、以下の通行に関する両当事者間の調整に関する取極めが含まれる。

a. ガザ－エジプト間

b. エリコ－ヨルダン間

5. 本付属書II及び原則宣言第6条に基づいてパレスチナ人当局の権能及び責任の実施を担当する事務所は、評議会の発足までの間、ガザ地区及びエリコ地域に所在するものとする。

6. これら合意された取極め事項以外、ガザ地区及びエリコ地域の地位は引き続き西岸及びガザ地区と不可分の一体を構成するものとし、当該暫定期間中に変更されることはない。

#### 付属書 I I I 経済開発計画におけるイスラエル・パレスチナ間協力に関する議定書

両当事者は、就中、以下の項目を中心とするイスラエル・パレスチナ経済協力継続委員会を設置することに合意する。

1. 両当事者の専門家によって作成される水開発計画を含む水分野での協力。同計画は更に、西岸及びガザ地区の水資源の管理に関する協力の形態を具体化する。同計画にはまた、暫定期間内及び同期間以降における実施のための、共有する水資源の公平な利用、各当事者の水利権に関する研究及びプランについての提案も含まれる。

2. 電力開発計画を含む電力分野での協力。同計画は更に、電力資源の生産、維持、購入、販売のための協力の形態を具体化する。

3. エネルギー開発計画を含むエネルギー分野での協力。同計画は、特にガザ地区及びネゲヴにおける産業目的のための石油及び天然ガスの開発を定めるとともに、その他のエネルギー資源の一層の共同開発を奨励する。同計画にはまた、ガザ地区における石油化学産業複合体の建設と石油・ガスパイプラインの建設も定めることができる。

4. パレスチナ開発銀行の設立、西岸及びガザ地区とイスラエルへの国際投資の奨励のための金融開発及び行動計画を含む金融分野での協力。

5. ガザ港湾地域建設のためのガイドラインを策定する計画を含む運輸・通信分野での協力。同計画は、西岸及びガザ地区とイスラエルその他の諸国との間の運輸・通信網の設置を定める。更に同計画では、必要な道路、鉄道、通信網等の建設の実施についても規定する。

6. 貿易推進計画及び研究を含む貿易分野での協力。同計画は、地方及び地域内並びに地域間の貿易、ガザ地区及びイスラエルにおける自由貿易地帯の創設のためのフィージビリティ調査、これら地帯への相互参入、及び他の地域における貿易・通商協力を奨励する。

7. 産業開発計画を含む産業分野での協力。同計画は、イスラエル・パレスチナ合同の産業研究開発センターの設置を定め、パレスチナ・イスラエル間のジョイント・ベンチャーを促進するとともに、繊維、食品、医薬品、エレクトロニクス、ダイヤモンド、コンピューター及び各種科学産業での協力のためのガイドラインを示す。

8. 労働関係の協力と規制及び社会福祉問題での協力のための計画。

9. 人的資源開発及び協力プラン。同プランは、イスラエル・パレスチナ合同のワークショップとセミナーの開催及び合同の職業訓練センター、調査機関、データバンクの設立について定める。

10. 環境保護プラン。同プランは、当該分野での合同及び／または調整措置について定める。

11. 通信及びメディアの分野での調整と協力を進展させるための計画。

12. その他の共通の利益にかかわる計画。

#### 付属書 I V 地域開発計画についてのイスラエル・パレスチナ間協力に関する議定書

1. 両当事者は、多国間の和平努力に沿って、G 7によって開始される西岸及びガザ地区を含む地域の開発計画推進に協力する。両当事者は、G 7に対し、経済協力開発機構（OECD）の加盟国、アラブ地域諸国と諸機関等の他に関心を有する諸国及び民間の同計画への参加を求めよう要請する。

2. 開発計画は、次の二つの要素から成るものとする。

a) 西岸及びガザ地区の経済開発計画

b) 地域経済開発計画

A. 西岸及びガザ地区の経済開発計画は、次の要素から成るものとする。

(1) 住宅・建設計画を含む社会再建計画

(2) 小規模及び中規模事業開発プラン

(3) インフラストラクチャー開発計画（水、電力、運輸・通信等）

(4) 人的資源プラン



(5) その他の計画

B. 地域経済開発計画は、次の要素から成るものとする。

(1) 第1段階として中東開発基金の設立、及び第2段階として中東開発銀行の設立

(2) 死海地域の開発調整のためのイスラエル・パレスチナ・ジョルダン合同プランの策定

(3) 地中海（ガザ）と死海をつなぐ運河

(4) 地域的な淡水化とその他の水資源開発プロジェクト

(5) 砂漠化防止に向けた地域的努力の調整を含む農業開発のための地域プラン

(6) 電力網の統合

(7) 天然ガス、石油及びその他のエネルギー資源の輸送、配分及び産業開発のための地域協力

(8) 観光、運輸及び電気通信の地域開発プラン

(9) その他の分野での地域協力

3. 両当事者は、多国間協議作業部会を支援し、その成功に向けて調整する。両当事者は、様々な多国間協議各作業部会の枠内で、作業部会が開催されていない期間における諸活動及びフィージビリティ調査とその準備調査を奨励する。

## 暫定自治取極めに関する原則宣言の合意議事録

評議会の発足に先立ち原則宣言に従ってパレスチナ人側に移譲される権能及び責任は、以下の本合意議事録に規定する通り、第4条に関係する同様の原則に基づく。

### B. 具体的理解及び合意

#### 第4条

以下のように理解する。

1. 評議会の管轄権は、恒久的地位に関する交渉において協議される問題、即ち、エルサレム、入植地、軍事拠点、及びイスラエル人の各問題を除き、西岸及びガザ地区の両地域に及ぶものとする。
2. 評議会の管轄権は、合意により同評議会に移譲される権能、責任、分野及び権限に関して適用される。

#### 第6条(2)

権限の移譲は以下の通りであることに合意する。

(1) パレスチナ側は、イスラエル側に対し、原則宣言に従って次の分野、即ち、教育・文化、保健、社会福祉、直接税、観光、その他の合意された権限について、パレスチナ人に移譲された権能、権限及び責任をもつパレスチナ人当局者の氏名を通告する。

(2) これら事務所の権利及び義務は侵害されないものと理解する。

(3) 上述の各分野は、相互に合意する取極めに従い、既存の予算配分を引き続き享受する。これらの取極めでは、直接税担当事務所が徴収する税金を考慮するための必要な調整についても規定する。

(4) 原則宣言の実施に伴い、イスラエルとパレスチナの両代表は上記理解に従って、上記各事務所に権限を移譲するための詳細なプランに関する交渉を直ちに開始する。

#### 第7条(2)

暫定合意は、調整及び協力のための取極めも含まれる。

#### 第7条(5)

軍政府の撤退は、イスラエルが評議会に移譲しない権能及び責任を行使し実行することを妨げない。

## 第 8 条

暫定合意には、この点に関する両当事者の間の協力及び調整のための取極めが含まれるものと理解する。また、パレスチナ警察への権能及び責任の移譲は、暫定合意において合意される通り、段階的に達成されることに合意する。

## 第 10 条

原則宣言の発効に伴い、イスラエルとパレスチナの両代表は、イスラエル・パレスチナ合同連絡委員会のメンバーとして各々が指名する個々人の氏名を交換することに合意する。

また、合同委員会のメンバーの数は、双方とも同数とすることに合意する。合同委員会の決定は合意によってなされる。合同委員会は、必要に応じて、他の技術者及び専門家を追加することができる。合同委員会は、会合の頻度及び一箇所または数箇所の会合場所を決定する。

## 付属書 I I

イスラエルは、その撤退後も引き続き、イスラエル人及び入植地の対外的、国内的安全及び公的秩序の責任を負うものと理解する。イスラエル軍及び文民は、引き続き、ガザ地区及びエリコ地域内の道路を自由に使用することができる。

1993年9月13日、ワシントンDC. にて作成。

イスラエル政府代表

P L O 代表

副署：

アメリカ合衆国

ロシア連邦

(仮訳：パレスチナ援助検討会事務局)